

# 小野市文化財 保存活用地域計画

小野の歴史文化を

暮らしに活かし、  
未来につなぐ



# 小野市文化財 保存活用地域計画



▲表紙写真の解説

# 目 次

序章	.....	1
1 計画作成の背景と目的	.....	2
2 計画の位置づけ	.....	2
3 計画期間	.....	3
4 用語の定義	.....	5
5 計画作成の経緯・体制	.....	7
第1章 小野市の概要		9
1 自然的・地理的環境	.....	10
① 小野市の位置・面積	.....	10
② 自然的環境の特性	.....	11
2 社会的状況	.....	16
① 小野市の成り立ち	.....	16
② 人口動態	.....	17
③ 産業	.....	20
④ 土地利用	.....	24
⑤ 交通	.....	24
⑥ 法規制等	.....	26
3 歴史的背景	.....	31
第2章 小野市の文化財の概要		43
1 文化財把握調査の実施状況	.....	44
2 文化財の指定等の状況	.....	48
3 小野市の文化財の概要	.....	52

第3章 文化財の保存・活用に関するこれまでの取組み ..... 61

1 小野市の取組み .....	62
① 小野市立好古館 .....	62
② 指定等文化財 .....	64
③ 埋蔵文化財 .....	66
④ 伝統産業・地場産業 .....	68
⑤ 広域連携に関する取組み .....	69
⑥ その他の市の主な取組み .....	70
2 地域づくり協議会の取組み .....	71
3 観光協会の取組み .....	73
4 その他の取組み .....	74

第4章 小野市の歴史文化の特徴 ..... 77

1 小野市の歴史文化の特徴 .....	78
① 水と土地を求めた挑戦 .....	80
② 土地を切り拓いた古代人のあしおと .....	82
③ 大部荘開発と浄土寺 .....	84
④ 今に残る戦いの記憶と遺産 .....	86
⑤ 交流がもたらすものづくりと技術 .....	88
⑥ 学びの伝統が息づくまち .....	90
⑦ 暮らしを守るコミュニティ .....	92
⑧ 自然を活かした人々の楽しみ .....	94

第5章 文化財の保存・活用の基本理念と取組みの方向性 ..... 97

1 基本理念 .....	98
2 取組みの方向性 .....	98

第6章 文化財の保存・活用の基盤強化に向けた措置	101
1 分野1 「学ぶ（調査・研究）」に基づく措置	104
2 分野2 「守る（保存・管理）」に基づく措置	106
3 分野3 「活かす（活用）」に基づく措置	110
4 分野4 「伝える（情報発信）」に基づく措置	113
5 分野5 「整える（体制整備）」に基づく措置	115
第7章 歴史文化の強みを活かした戦略的・重点的な取組み	119
1 関連文化財群の設定	120
2 関連文化財群の概要	120
3 関連文化財群の措置	127
第8章 文化財の防災・防犯の推進	131
1 文化財の防災・防犯の推進の背景	132
2 小野市における災害の概要	132
3 文化財の防災・防犯に関する現状	134
4 文化財の防災・防犯の措置	137
第9章 文化財の保存・活用の推進体制	141
1 進捗管理と自己評価の方法（協議会の設置）	142
2 小野市の推進体制	144
資料編	149
1 これまでに実施した文化財把握調査の一覧	150
2 これまでに刊行した発掘調査報告書の一覧	154
3 好古館における展覧会の開催一覧	155
4 観光・学校教育関係の代表的な歴史文化に関する書籍	160
5 計画作成に伴う令和3年度自治会アンケート調査の結果	160
6 「令和4年度職員提案」における小野市職員による提案	174



# 序章

序章では、「<sup>おの</sup>小野市文化財保存活用地域計画」を作成するに至った背景や目的、他計画との関係や計画期間、計画内で用いる用語の定義等について整理しています。

1 計画作成の背景と目的	2
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3
4 用語の定義	5
5 計画作成の経緯・体制	7

## 1 計画作成の背景と目的

小野市は、兵庫県のほぼ中央にある北播磨<sup>はりま</sup>に位置する田園都市です。広大な段丘地形と県内最長の加古川<sup>かこがわ</sup>等、恵まれた自然環境を背景として、古来より人々が暮らし、物資が行きかい、文化が華開いてきました。こうした人々の営みにより、多様な文化財が生み出され、長い年月のなかで培われ、そして私たちの暮らしに学びをもたらしてくれています。文化財は、地域固有の歴史や文化を正しく理解するために欠くことのできないものであり、将来の発展の礎となります。

今、全国の自治体が少子高齢化や人口減少に直面しています。本市においても平成16年(2004)をピークに人口が漸減しており、経済規模の縮小、労働力不足、空き家や耕作放棄地の増加、コミュニティの変容等、様々な課題が浮き彫りとなってきています。さらに、地球温暖化に起因する災害の激甚化<sup>げきじん</sup>・頻発化、東南海地震をはじめとする巨大地震等、防災や防犯に関する課題も深刻なものとなり、技術革新やデジタル化、グローバル化の大きいなる進展、持続可能な社会を目指す国際的な基準「SDGs (Sustainable Development Goals)」の普及等により、私たちの生活スタイルや価値観が大きく変化しています。

小野市では、この大転換期を生き残りではなく勝ち残っていくために、「小野市総合ビジョン -夢プラン 2030-（以下、「総合ビジョン」という。）」を策定しました。本計画で対象とする文化財においても、より一層の保存と活用が望まれており、それに伴い文化財の保存・活用はどうあるべきか、どうしていかなければならないのかが今、問われています。

こうした背景のもと、これまで築き上げてきた小野市独自の施策をさらに発展させ、市民と一体となり、問題が起こる前から先手管理で文化財の保存を進め、さらに教育や観光等の多様な分野で活用し、オンリーワンの小野市を創造していくことを目的として「小野市文化財保存活用地域計画（以下、「本計画」という）」を作成します。本計画では、本市の文化財を取り巻く状況やこれまでの取組みを整理・分析したうえで、保存・活用のための基本理念・基本方針を定め、中長期的な視点に立って計画を実行に移していきます。

## 2 計画の位置づけ

本市の最上位計画は、令和4年（2022）3月に策定した総合ビジョンです。総合ビジョンでは、「人いきいき まちわくわく ハートフルシティおの －NEXT STAGE－」を基本理念として、令和12年（2030）の将来像を「愛着と誇りを育み 未来に雄飛するまち －エクセレントシティー小野」としたうえで、7つの基本方針を示しています。そのなかで、「文化財の保護・活用」は「VI.

生きがいとゆとりを持てる」に基づく取組み分野として位置づけられています。

また、文化財の保護・活用のあるべき姿として、次の3項目が掲げられており、本計画はこのあるべき姿や総合ビジョン全体の将来像の実現のための具体的な計画として位置づけられます。

- ① 誰もが文化財に親しみを持ち、価値の理解を深められるよう、文化財を通じた交流の場の創出とＩＣＴを活用した文化財の魅力発信を推進している。
- ② 地域の誇り・愛着を育む地域固有の文化財を後世に継承するため、人材面や施設面を強化し、災害に強く持続可能な保存体制を構築している。
- ③ 教育や観光などの幅広い分野において、文化財を有効活用した個性的なまちづくりを展開している。

さらに、総合ビジョンに基づく「第2期小野市総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」では、「基本目標Ⅲ “選ばれるまち” へ 愛着と魅力の創造によるひとの流れの創出」の実現に向けた取組みとして、「地域資源の魅力の発信（施策3②）」や「歴史・芸術文化・スポーツを通じた交流の推進（施策4②）」が掲げられており、本計画の取組みもこれらに基づくものと位置づけられます。

本計画は、前述の総合ビジョンや総合戦略、教育施策の大綱、第Ⅲ期小野市「夢と希望の教育」振興基本計画に即し、市の各種関係計画・個別文化財の保存管理計画等との整合を図りながら運用するものです（図1）。また、兵庫県教育委員会が策定した「兵庫県文化財保存活用大綱」に掲げられた基本理念や取組みの方向性等を勘案して作成します。

こうした上位計画を踏まえ、文化財の保存・活用を具現化するための計画が本計画といえます。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は、市制施行70年を迎える令和6年（2024）度から令和15年（2033）度までの10年間とします（図2）。計画に基づく事業は、前期、中期、後期の3区分に分けて実施することを想定しており、適宜計画の見直しを行います。なお、総合ビジョンをはじめとする関係計画の改定時には、関係課と連絡・調整を行い、柔軟に事業の展開を図るものとします。

社会状況が変化し、地域計画について軽微な変更を行う際には、兵庫県と文化庁に報告し、計画期間の変更や市内の文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、地域計画の実施に支障が

生じるおそれのある変更等の大きな変更が必要となった場合には、文化財保護法第183条の4に基づき、計画期間中であっても変更の認定を文化庁に申請します。

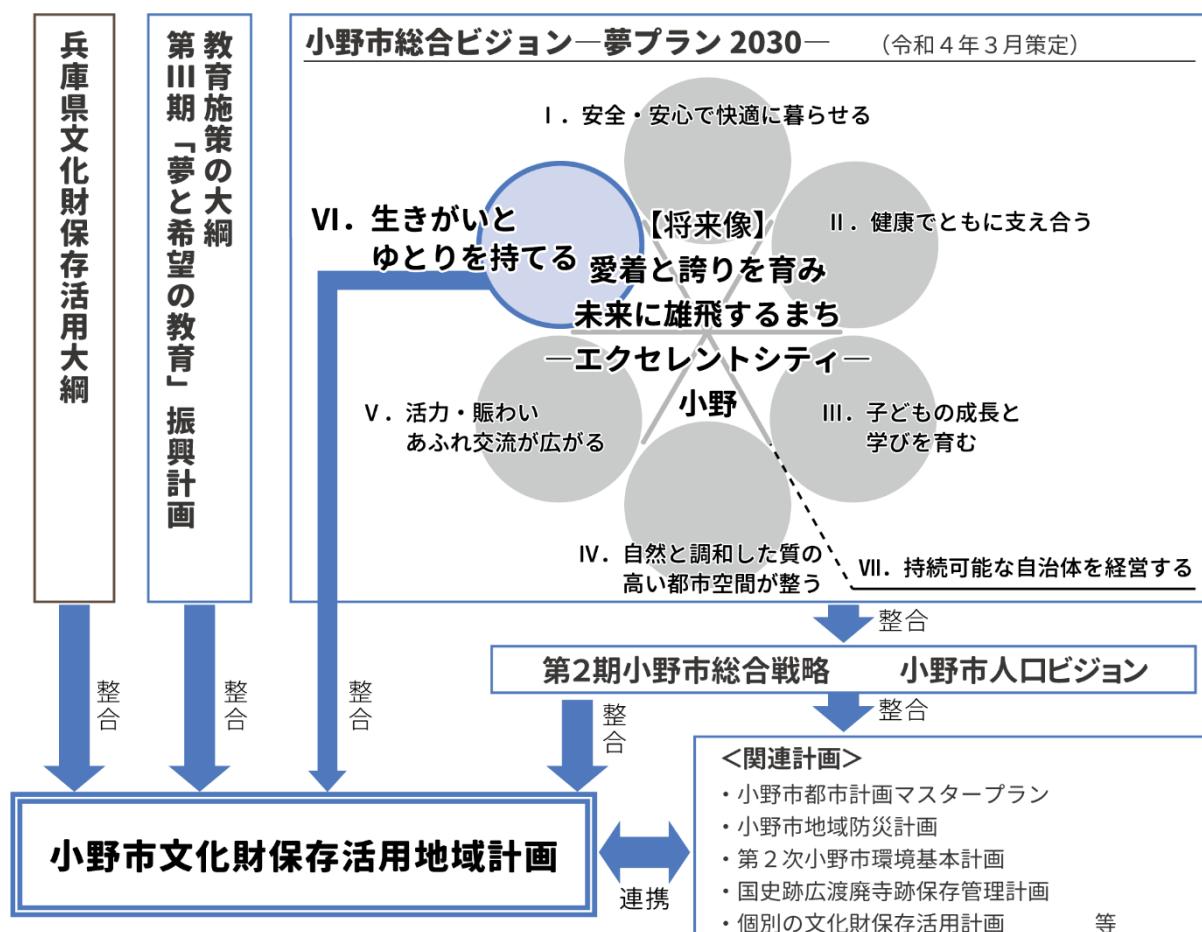


図1 計画の位置づけ

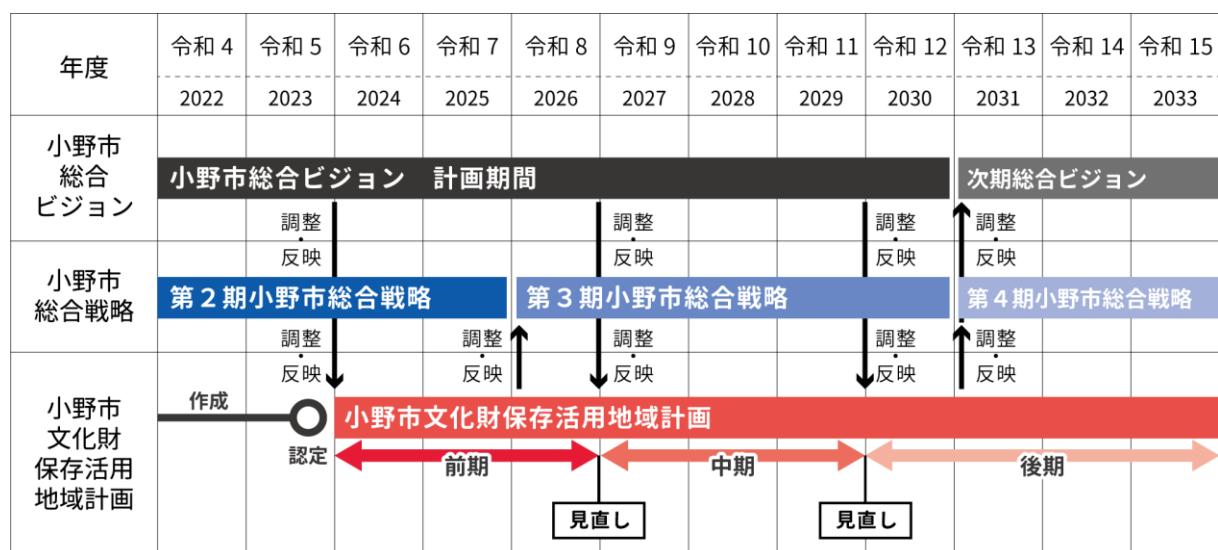


図2 計画期間

## 4 用語の定義

文化庁による「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針（以下、「指針」という。）」には、文化財保存活用地域計画の対象とする範囲について以下のように記されています。

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

文化庁「指針」（令和5年3月20日変更）

この視点を踏まえ、本計画においても、文化財保護法や関係法令に基づく指定等の有無に関わらず、埋蔵文化財や保存技術等の通常は6類型には分類されない分野を含め、市域に広がる多様な歴史的・文化的・自然的な遺産を「文化財」と定義します（表1・図3）。なお、文化庁が示している登録有形文化財登録基準を参考に、原則として50年を経過したものを計画の対象とします。

また、文化財とその周辺環境（文化財の周囲の景観や文化財を支える人々の活動、技術等）が一体となったものを「歴史文化」と定義し、小野市独自の個性として捉え、文化財とともに未来に向けて保存・活用する対象とします。

表1 文化財の各類型の概要

有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産、考古資料及びその他の歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件 ※本計画では、国民娯楽に関するものを民俗文化財の中で取り扱います
記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地、動物、植物及び地質鉱物 ※本計画では、埋蔵文化財包蔵地を記念物の中で取り扱います
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び風土により形成された景観地
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群
その他	民間説話・伝承地



図3 文化財と歴史文化

## 5 計画作成の経緯・体制

本計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9に基づく法定協議会であり、府内関係各課、兵庫県教育委員会、学識経験者、関係団体からなる「小野市文化財保存活用地域計画協議会（以下、「協議会」という。）」を組織しました（表2）。

令和3年（2021）9月10日の第1回協議会を皮切りに計6回の協議会を開催し、意見聴取を行いました。併せて、小野市文化財保護委員会（表3）での意見聴取やパブリックコメントによる市民意見の募集を行い、計画に反映しました。令和4年（2022）3月には、広報おの2022年3月号（No.744）で市民に計画についての周知を行いました（表4）。

表2 小野市文化財保存活用地域計画協議会の構成

構成（※1）	氏名	所属・役職	備考
(第1号)小野市	藤本 寿希	総合政策部長	
	山本 浩	地域振興部参事兼産業創造課長（令和5年3月31日まで）	
	松田 祐司	地域振興部参事兼産業創造課長（令和5年4月1日から）	
	田中 一樹	地域振興部参事兼観光交流推進課長	
	近藤 勝豊	地域振興部まちづくり課長	
	藤原 正伸	教育指導部長兼学校教育課長（令和5年3月31日まで）	
	藤井 潤	教育指導部長兼学校教育課長（令和5年4月1日から）	
	入江 一與	教育管理部長	
(第2号)兵庫県	甲斐 昭光	兵庫県教育委員会文化財課長（令和5年3月31日まで）	
	柏原 正民	兵庫県教育委員会文化財課長（令和5年4月1日から）	
(第4号)学識経験者	黒田 龍二	神戸大学 名誉教授	
	奥村 弘	神戸大学 理事・副学長	会長
	神戸 佳文	関西大学 非常勤講師	
	大江 篤	園田学園女子大学学長（経営学部教授）	
(第4号)観光関係団体	藤本 修造	小野市観光協会 会長（令和5年5月25日まで）	
	岡嶋 正昭	小野市観光協会 会長（令和5年5月26日から）	
(第4号)その他小野市教育委員会が必要と認める者	坂田 大爾	小野市文化財保護委員会 委員長	副会長
	小林 宜英	小野の歴史を知る会 会長	
	市橋 義則	小野地区地域づくり協議会 会長	
事務局	松田 祐司	教育管理部いきいき社会創造課長（令和5年3月31日まで）	
	市橋 哲也	教育管理部いきいき社会創造課長（令和5年4月1日から）	
	石野 茂三	小野市立好古館 館長	
	粕谷 修一	小野市立好古館 副館長	
	山本 原也	小野市立好古館	

※1 文化財保護法第183条の9第2項に基づく分類

## 序章

表3 小野市文化財保護委員会の構成

役職名	氏名	分野	役職名	氏名	分野
委員長	坂田 大爾	中世史・美術史	委員	西尾 慶子	民俗・生活文化史
副委員長	富田 益子	中・近世史	委員	西本 弘子	教育・地域史
委員	伊藤 泰弘	天然記念物	委員	藤井 智顕	教育
委員	小林 宜英	地域史	委員	宮田 逸民	城郭
委員	佐伯 博昭	建築	委員	依藤 保	中世史・古文書
委員	佐野 允彦	地域史			

表4 作成の経緯

年月日		内容
令和3年 (2021)	4月1日	「小野市文化財保存活用地域計画協議会」の設置
	9月10日	第1回小野市文化財保存活用地域計画協議会
令和4年 (2022)	1月28日	第2回小野市文化財保存活用地域計画協議会
	3月	広報おのによる地域計画の周知
	3月8~15日	小野市文化財保護委員会への意見聴取（書面開催）
	6月9日	小野市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	6月9~30日	職員による歴史・文化財の活用推進政策提案募集
	8月5日	第3回小野市文化財保存活用地域計画協議会
令和5年 (2023)	1月13日	第4回小野市文化財保存活用地域計画協議会
	1月20日~2月3日	府内関係課意見照会
	2月10日	小野市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	2月21日	小野市文化財保護委員会への意見聴取
	4月28日	第5回小野市文化財保存活用地域計画協議会
	5月19日	小野市文化財保護委員会への意見聴取
	5月22日~6月9日	「小野市文化財保存活用地域計画（案）」のパブリックコメントの実施
	7月26日	小野市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	8月4日	第6回小野市文化財保存活用地域計画協議会

# 第1章 小野市の概要

この章では、本市を取り巻く環境について整理します。

本市に所在する文化財・歴史文化は、自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景と密接に関連しながら存在しており、保存・活用を考えるうえでの基盤となります。

1	自然的・地理的環境	10
2	社会的状況	16
3	歴史的背景	31

## 1 自然的・地理的環境

### ①小野市の位置・面積

小野市は、兵庫県のほぼ中央にある北播磨に位置し、北・東は加東市、西は加西市、南は加古川市・三木市と接しています（図4）。市域は、東西 11.80km、南北 11.20km の広がりを有します。面積は 93.84 km<sup>2</sup>で、県下 41 市町中 29 番目の広さを有しています。市の西寄りを加古川が蛇行しながら南流し、途中東岸で東条川や万勝寺川、西岸で万願寺川等が合流しています。市の東部には、日本標準時子午線が通っています。

また、本市は東西を結ぶ交通の大動脈である山陽自動車道と中国縦貫自動車道という 2 本の高速道路に挟まれており、県庁所在地である神戸からは自動車で約 50 分、大阪・京都からは約 70 ~ 90 分という位置にあります。さらに、大阪湾岸には神戸空港、大阪国際空港（伊丹空港）、関西国際空港という 3 か所の空の玄関口が立地し、高速道路等を用いて容易にアクセスが可能です。

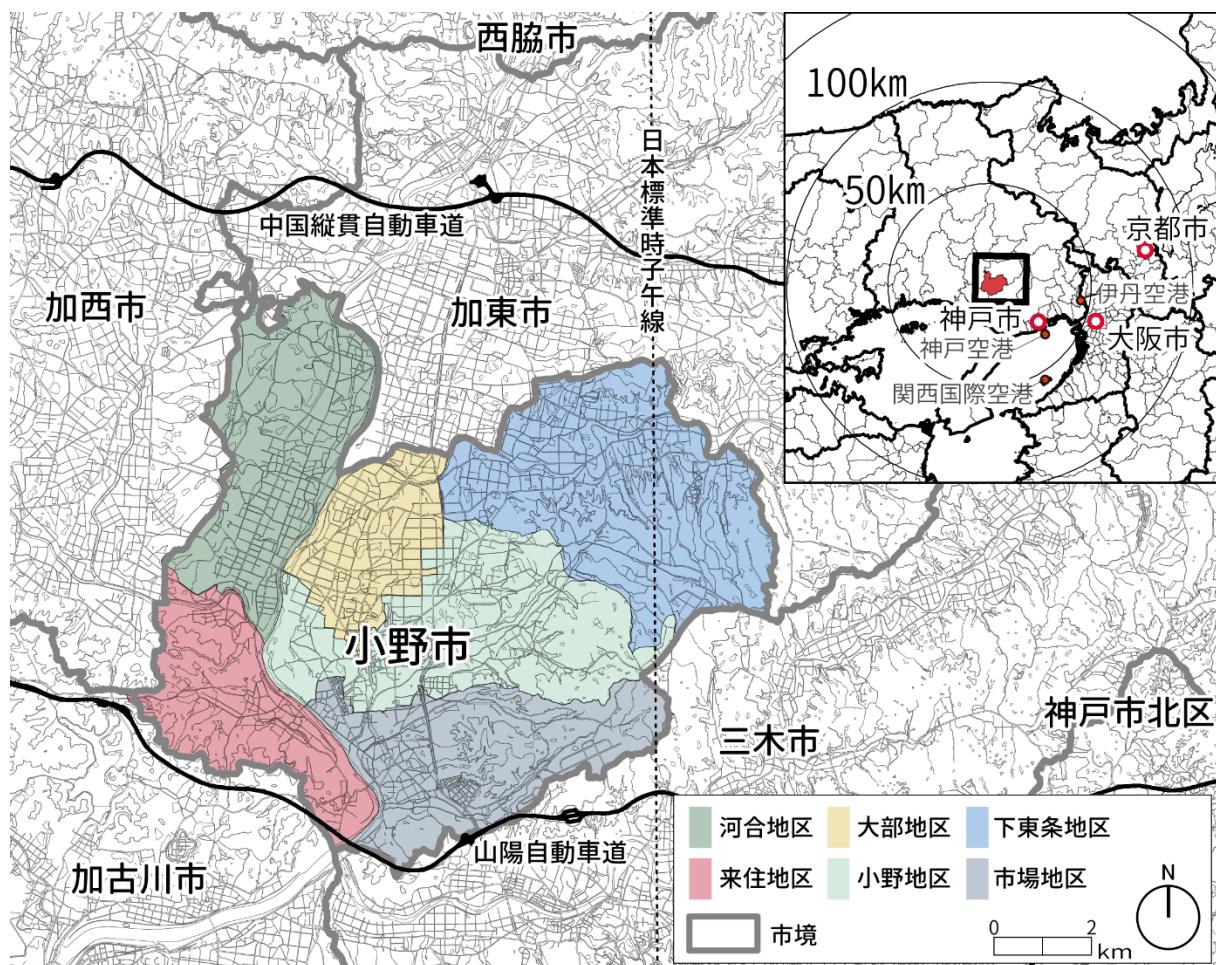


図4 小野市の位置

資料：基盤地図情報 25000

## ②自然的環境の特性

**気候** 本市は、瀬戸内海式気候に属し、年間平均気温は14~15度と比較的温暖な気候です。年間降水量は比較的少なく、平均1,200mm程度です。降水量の月別分布をみると、6~7月と9月にピークがあり、梅雨や台風の影響による降水が多いことが分かります（図5）。対して冬季の降水量は少なく、積雪になることは稀です。

台風の上陸や梅雨前線の影響等により一時的に降水量が増えることがあります。過去には風水害が発生しています（表5）。

また、晩秋から冬季にかけて頻繁に霧が発生します。これは、山に囲まれた盆地状の地形を加古川が貫流することから、夜間の放射冷却によって急激に気温が下がり、空気中の水分が霧となって滞留するためです。

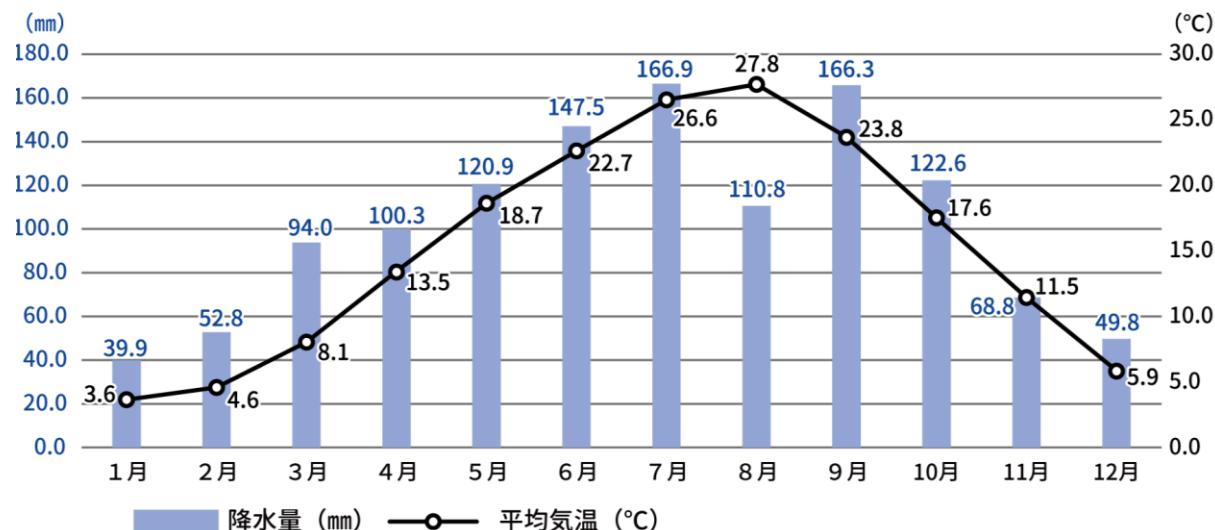


図5 過去30年間（平成5年～令和4年）の月別平均気温・降水量

出典：小野市消防本部 気象観測記録一覧表

表5 過去の主な風水害

発生年月	種類	被害人員	被害額	災害救助法
昭和36年(1961)6月	水害	7,401名	350,000千円	適用
昭和40年(1965)9月	風水害	24,356名(行方不明1名、傷者43名)	1,677,000千円	適用
昭和51年(1976)9月	水害	982名(傷者2名)	907,484千円	
昭和58年(1983)9月	水害	1,827名(傷者1名)	1,339,690千円	
平成16年(2004)10月	水害	826名(傷者2名)	546,576千円	適用
平成25年(2013)9月	水害	110名	23,500千円	

出典：小野市地域防災計画

**地形・地質** 本市の地形を大きく捉えると、東に東播・北摂丘陵・台地、西に中播丘陵・台地があり、両者に挟まれるかたちで加古川低地（小野低地）があります（図6）。小野低地を北にたどると、丹波市に本州で最も低い標高 95mの中央分水界があり、本市は加古川と由良川を繋ぐ「氷上回廊」の一部を構成しています（図7）。

市の西部には青野ヶ原台地と加西・印南丘陵群、加古川を挟んだ東部には社台地、小野台地が広がっています。台地を作っているものは未固結・半固結の砂礫層であり、いわゆる「大阪層群」と呼ばれる地層です（図8）。約300万年前、東播磨から西方に広がっていた第二瀬戸内海という大きな湖（もしくは海）の底に堆積してできた厚い地層です。加古川東岸では、市域東端の標高約170mの最高所から加古川が流れ、標高約30mまでの約140mの比高差の間で大小25段

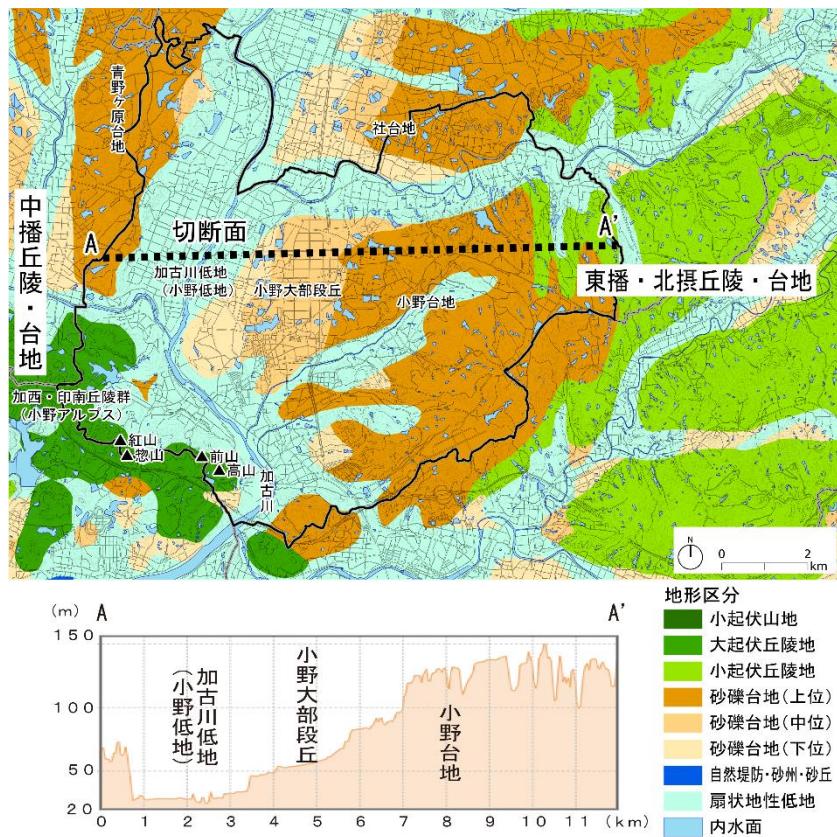


図6 地形区分図と断面図

資料：20万分の1土地分類基本調査（地形区分）

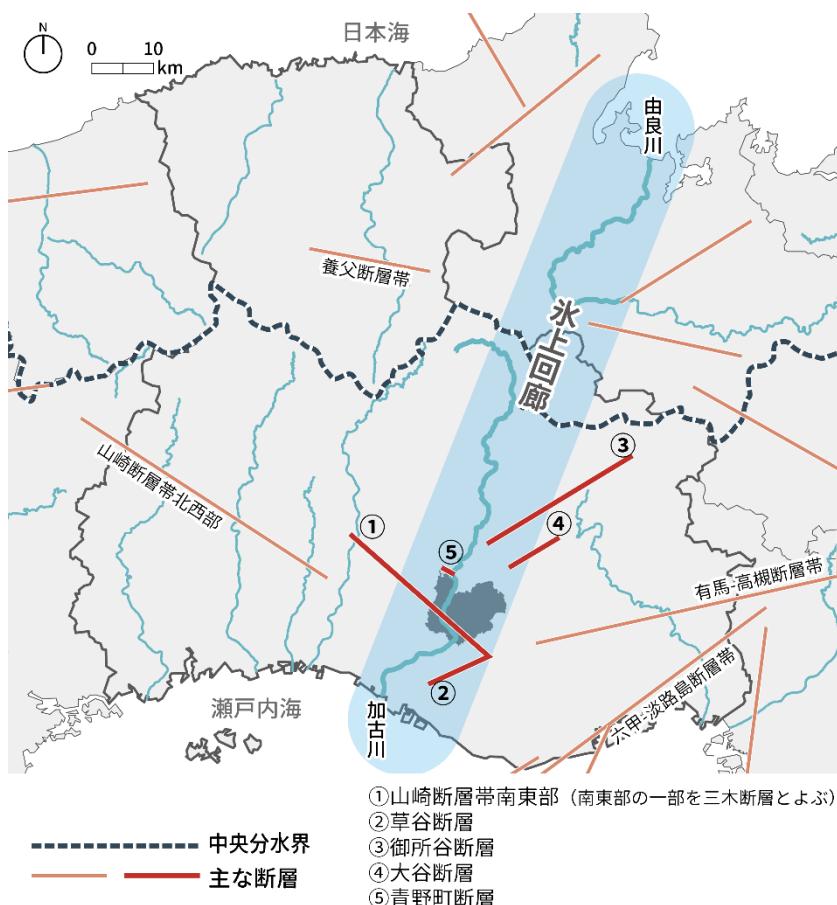


図7 氷上回廊・断層と小野市

もの平地と崖からなる階段状の地形「小野大部段丘」がダイナミックに広がっています（図6）。この特徴的な地形は、約80万年前からの氷河期と間氷期の反復による湖水面（海面）の上下による浸食作用と、大地の継続的な隆起によって形成されました。

加西・印南丘陵群は堅い流紋岩からなり、高山・前山・惣山・紅山等の130～200m

程の山並みが連なり「小野アルプス」と呼ばれ親しまれています。寒冷期の凍結・破碎作用によって斜面下部に大量の岩屑が集積し、山麓には麓層面を形成しました。

また、本市には山崎断層帯南東部の一部を構成する三木断層が通っています（図7）。市周辺には、三木市から加古川市に至る草谷断層、加東市三草から丹波篠山市古市に至る御所谷断層、御所谷断層の南に並行する大谷断層、加西市青野町から加東市河高に至る青野町断層があります。

**水系・水利** 本市は、流域延長・流域面積ともに県下最大である加古川の中流域に位置しています。加古川には、東条川、万勝寺川、山田川、万願寺川、桜谷川、広島川、前谷川等が合流し、それらの支流には大畠川、中谷川、長尾川、大島川、

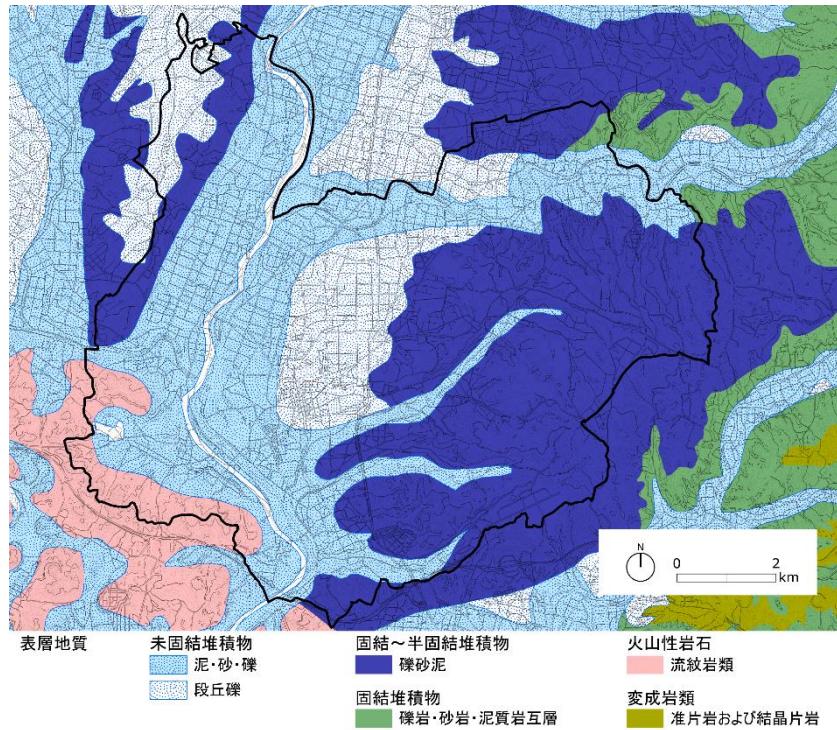


図8 表層地質図

資料：20万分の1土地分類基本調査（表層地質）

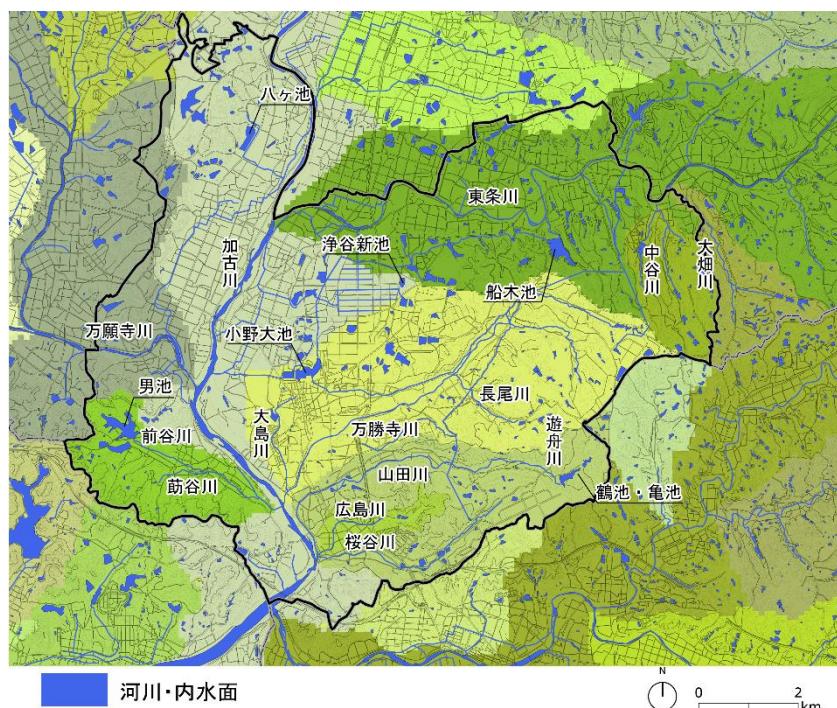


図9 主な河川と流域区分図

資料：国土数値情報 流域メッシュ（平成21年）

## 第1章 小野市の概要

遊舟川、萌谷川の中小河川が流れています（図9）。

降水量の少ない地域であることと、水を得にくい広大な段丘地形が相まって、古くからため池が造成され、その数は380か所以上にも上ります。代表的なものとしては、小野大池、男池（鴨池）、船木池、八ヶ池、鶴池・亀池が挙げられます。ため池は、農業用のみならず、大雨の時に貯水して洪水を防ぐ、あるいは火災時の防火用水としての役割をもっています。なお、今後の治水対策として、老朽化したため池や、治水上不安定な井堰・樋門等の整備が課題となっています。

**生態系** 本市の植生区分をみると、丘陵部には常緑広葉樹林域（ヤブツバキクラス域代償植生）であるモチツヅジーアカマツ群集やアベマキーコナラ群集等の分布がみられます。また、東部の丘陵部には、スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林が分布しています。河川沿岸部や山裾部分には竹林が広がっています。市内の大部分を占める加吉川流域の低地には農地（水田）が広がっています（図10）。

来住地区の男池は「鴨池」の名で知られ、冬季には数千羽の鴨が飛来します。市場地区の鶴池・亀池を水源とした山田川は、環境学習や自然体験活動を推進する国土交通省のプロジェクト「水辺の楽校」に登録されています。

兵庫県では、絶滅の危機にある貴重な野生生物、地形、地質、自然景観等を保全し、生物多様性を確保するため、兵庫県版レッドリストを作成しています。兵庫県版レッドリスト掲載種のうち、本市で確認されている動物は123種類、本市を含む東播磨において確認されている植物は169種類を数えます（表6）。さらに、市内

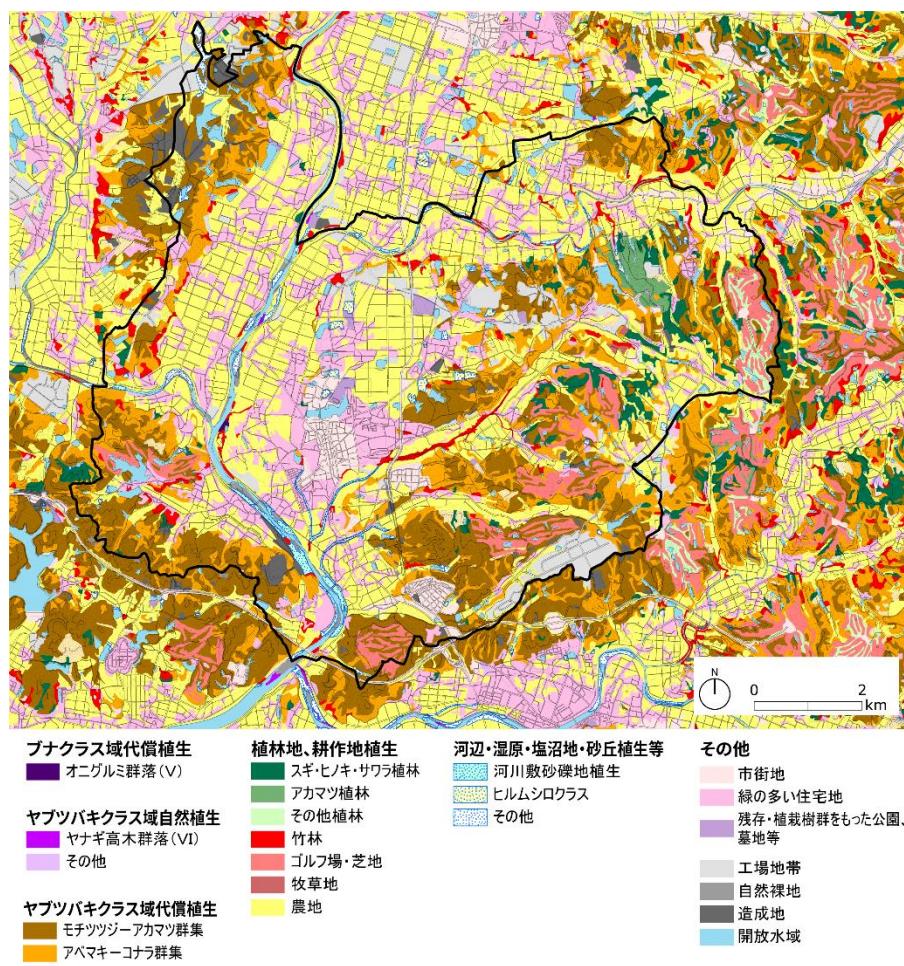


図10 植生区分図  
資料：第6回・第7回自然環境保全基礎調査（1/2.5万現存植生図）

の保全していくべき植物群落（単一群落）として、八王子神社のコジイ群落（復井町）等、計10か所が挙げられています（表7）。

表6 兵庫県版レッドリスト掲載種

区分（動物）		県内	小野市	区分（植物）		県内	東播磨 (小野市含む)
脊椎動物	哺乳類	18	3	維管束植物	シダ植物	98	4
	鳥類	153	27		種子植物（裸子植物）	2	0
	爬虫類	9	2		種子植物（被子植物）	709	150
	両生類	15	4	蘚苔類	苔類	50	0
	魚類	56	15		蘚類	92	0
無脊椎動物	昆虫類	292	53	藻類	淡水藻類	33	4
	クモ類	41	0		海藻類	14	0
	貝類	153	19	菌類		44	1
	その他	65	0	植物群落	単一群落	524	10
合計		802	123		群落複合	26	0
				合計		1,592	169

表7 兵庫県版レッドデータブック 2020掲載の植物群落（単一群落）一覧

植生区分	群落名	地名	施設名	ランク	保全制度
照葉樹林	コジイ群落	復井町	八王子神社	C	
二次林	コナラ-アバマキ群落	河合西町	かわい快適の森	C	
二次林	コナラ-アバマキ群落	来住町	きすみの見晴らしの森	C	◎
滲水湿原	湿地植物群落	河合西町青野ヶ原	鶴池	B	
滲水湿原	湿地植物群落	久保木町夫婦池	夫婦池	B	
滲水湿原	湿地植物群落	池田町・曾根町	小野平周辺	A	
滲水湿原	湿地植物群落	来住町	女池	B	◎
池沼植生	池沼植物群落	小田町樫谷	樫谷1~6号池	C	
池沼植生	池沼植物群落	中番町土山	皿池	C	
池沼植生	池沼植物群落	天神町	桜谷池上池、下池	注	

【Aランク】植物群落及び個体群の破壊・衰退要因となる人為的影響、生育環境の変化、生物被害等により消滅の危機に瀕しているものや、規模的、質的に優れており、貴重性の程度が最も高いもの。【Bランク】Aランクに準ずるもので、消滅の危険性が増大しているものや、貴重性の程度が高いもの。【Cランク】Bランクに準ずるものであり、今後消滅の危険性が高まるおそれのあるものや、貴重性の程度がやや高いもの。【注（要注意）】消滅のおそれのあるものや貴重なものに準ずるものとして保存に配慮すべきもの。【◎】県立自然公園

## 2 社会的状況

### ①小野市の成り立ち

明治 22 年（1889）の市制・町村制施行により、小野村（のちの小野町）、河合村、来住村、市場村、大部村、下東条村、福田村が誕生しました。昭和 29 年（1954）12 月 1 日に小野町、河合村、来住村、市場村、大部村、下東条村の 6 町村が合併して市政を施行し、昭和 31 年（1956）4 月 1 日には加東郡社町の久保木、古川を編入合併して、現在の小野市となりました（図 11）。

現在は、合併前の旧 6 町村ごとに地域づくり協議会が置かれ、まちづくりの基本単位として機能しています。なお、旧福田村の古川村は大部地区、旧久保木村は下東条地区に含まれます。

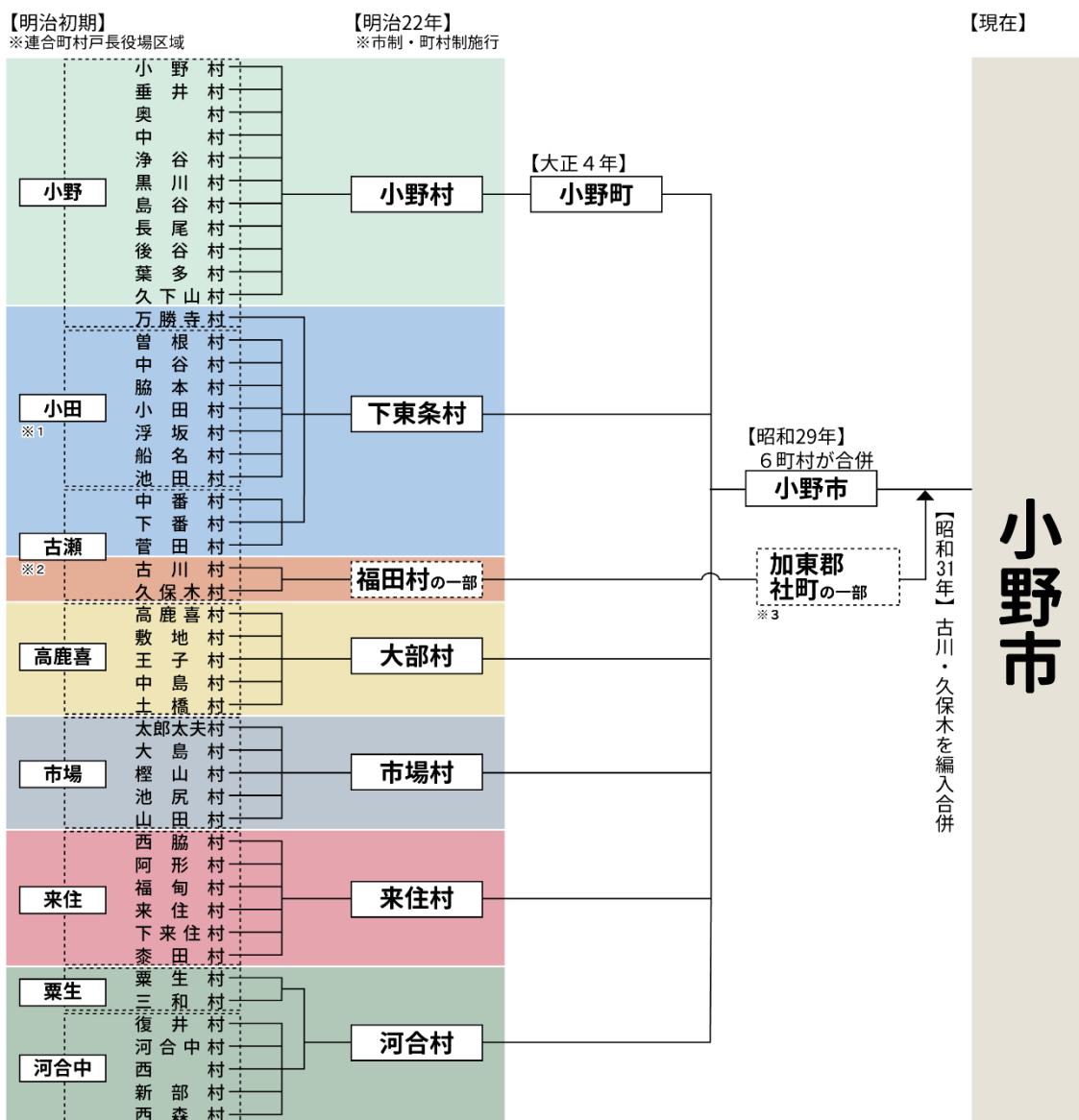


図 11 区域の変遷

## ②人口動態

本市の人口推移をみると、明治 13 年（1880）には 19,380 人を数え、以後、大正時代にかけては、2 万 5 千人前後で推移していましたが、終戦直後の昭和 20 年（1945）には 3 万人を超える、その後の第 1 次ベビーブームによりさらに人口が増加しました。35,290 人を数えた小野市誕生直後の昭和 30 年（1955）以降はより詳細な人口動態が明らかとなり、平成 11 年（1999）に 5 万人を超えるまで一貫して増加傾向にありました。以後、平成 16 年（2014）の 50,653 人をピークとして 5 万人程度の人口を維持してきましたが、平成 27 年（2015）には 5 万人を割り込み、令和 4 年（2022）には 47,561 人となっており、今後も漸減していく見込みです（図 12）。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 42 年（2060）には 30,638 人にまで減少すると推計されており、昭和 20 年（1945）頃の人口水準となる見込みです。

一方、世帯数については、昭和 30 年（1955）以来一貫して増加の一途をたどり、令和 4 年（2022）では 20,383 世帯を数えます。一世帯当たりの人口は、令和 4 年（2022）時点で 2.33 人であり、平成元年（1989）の 3.66 人と比べると核家族化や少子化、高齢者等の独居が進んでいます。

年齢層別の人口割合の推移をみると、平成 12 年（2000）では老人人口割合が 17.4% ですが、令和 2 年（2020）には 29.3% と増加している一方、同期間での年少人口と生産年齢人口の割合

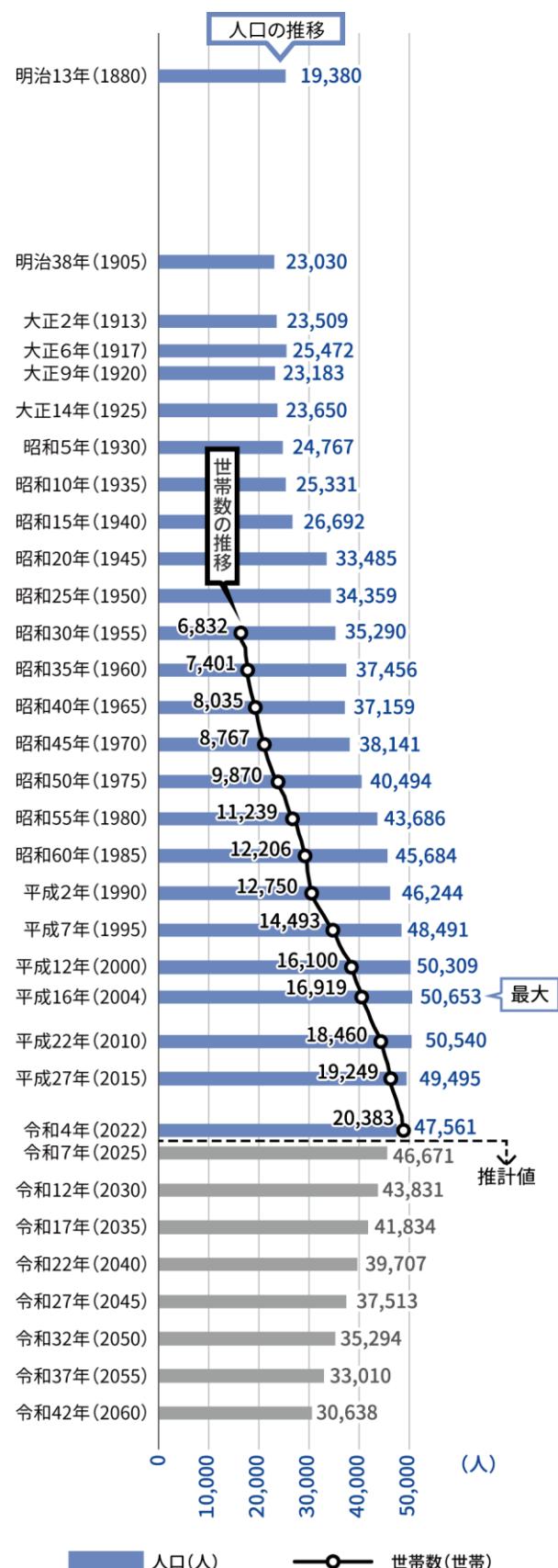


図 12 人口・世帯数の推移と将来推計人口  
出典：住民基本台帳（各年 3 月末）、小野市人口ビジョン

がいずれも減少しており、高齢化と少子化が進んでいることが明らかとなります（図13）。

町別の人口分布の状況をみると、市域全体にまんべんなく人口が分布していることが分かりますが、町ごとに面積や人口密度等が異なっており、今後は歴史文化の保存・活用の担い手が不足する町が出てくることが見込まれます（図14）。

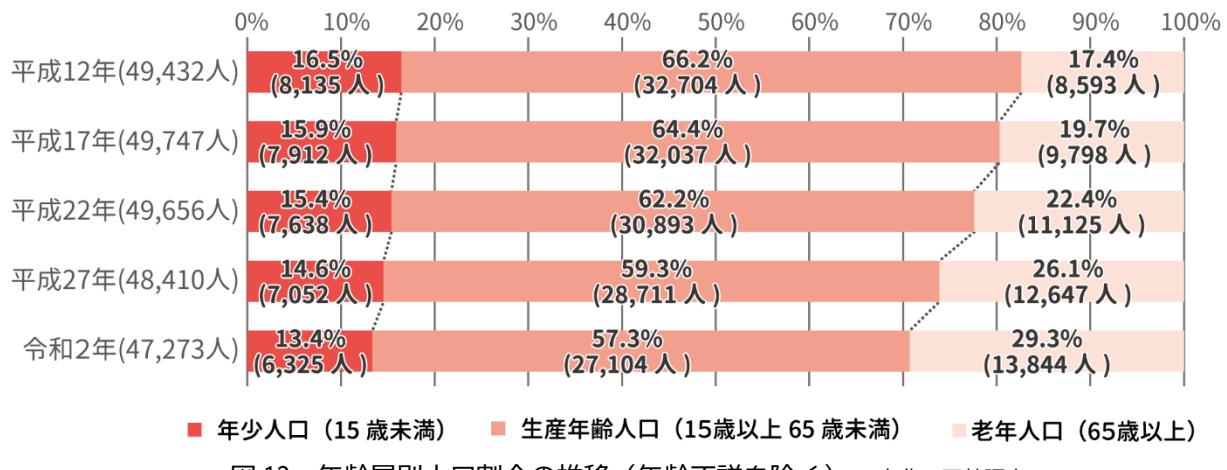


図13 年齢層別人口割合の推移(年齢不詳を除く) 出典：国勢調査

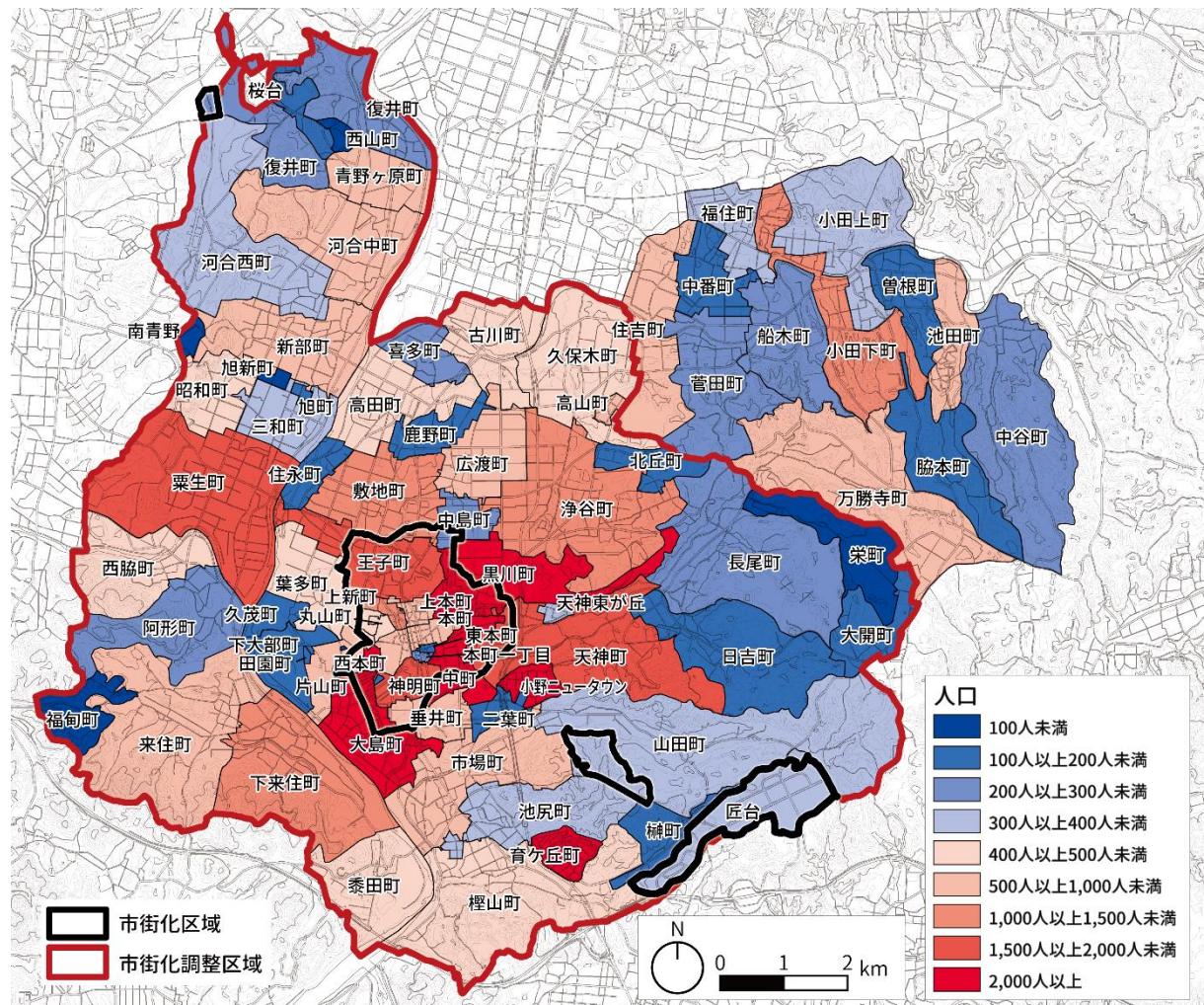


図14 町別の人口分布(令和5年3月) 出典：住民基本台帳

具体的には、平成 25 年（2013）から令和 5 年（2023）までの 10 年間における町別人口増減率をみると、市街化区域外において人口減少の傾向があります（図 15）。一方、市街化区域内では開発の余地のあった旧市街地周縁にあたる黒川町、王子町、垂井町、大島町、匠台、天神町等で住宅地整備等が行われ、高い増加率を示しています。その結果、市街化区域内でのドーナツ化現象の進行が伺えます。

人口減少率が高い町においては老人人口割合も高い傾向にあり、今後もその傾向が続くとみられます（図 16）。反対に人口が増加傾向にある町では老人人口割合も低い傾向にあり、外部から生産年齢人口・年少人口が新興住宅地へ流入している状況が明らかとなります。

市街化区域内にも関わらず、西本町、本町一丁目等の小野商店街を含む旧市街地では人口が減少しており、老人人口割合も高い傾向にあります。

なお、桜台には陸上自衛隊青野原駐屯地の職員宿舎があることから、特異な動態を示しています。

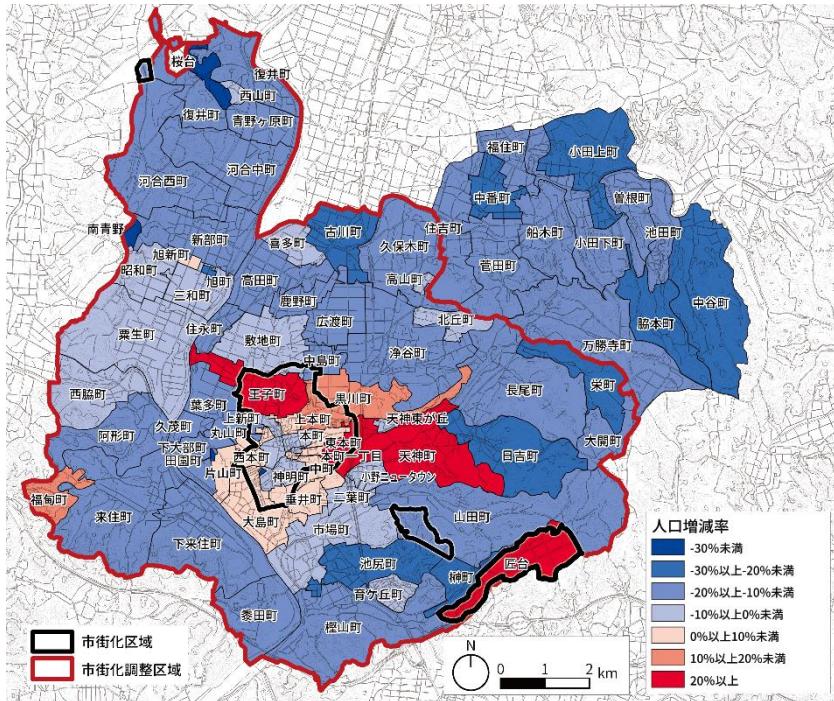


図 15 町別の人口増減率  
(平成 25 年 3 月～令和 5 年 3 月) 出典：住民基本台帳

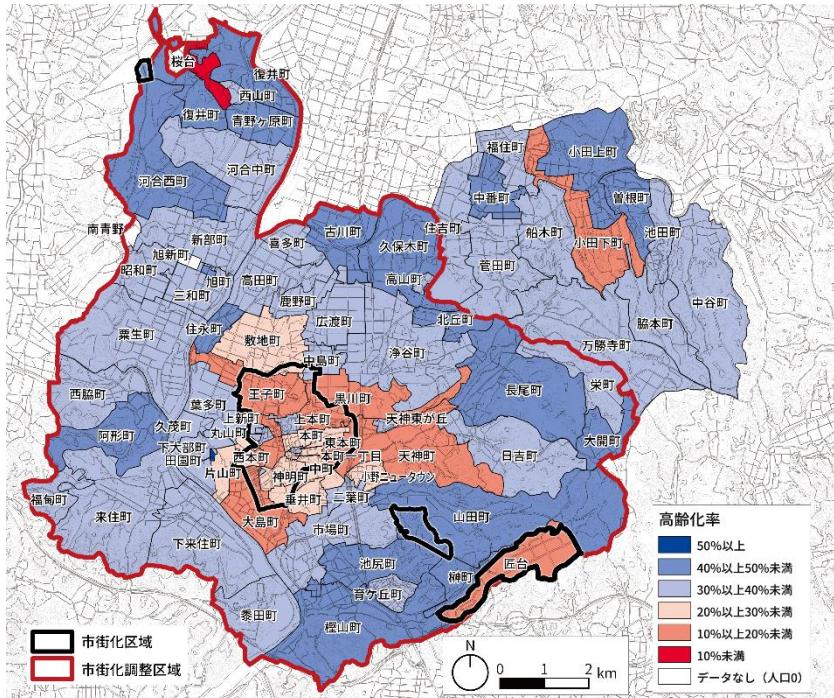


図 16 町別の老人人口割合（令和 5 年 3 月） 出典：住民基本台帳

## ③産業

**産業概要** 本市の総生産額は、令和2年（2020）時点で243,824百万円です（図17）。産業別総生産額の割合をみると、製造業が51.0%と過半数を占めており、本市の中心的な産業であることが分かります。播州そろばんや播州刃物といった伝統産業は全国的に名高く、後継者不足や市場縮小等の課題を抱えつつも、近年は海外に販路を開拓し、高い品質が評価されています。また、恵まれた交通インフラを活かした小野工業団地や流通業務団地、ひょうご小野産業団地への企業立地が進み、先端技術を活かして、化学製品をはじめ、食品、医薬品、印刷製品等の多岐にわたる製品が製造されています。

第1～3次産業別の就業者数の割合をみると、令和2年（2020）時点では第1次産業が2.8%、第2次産業が37.3%、第3次産業が59.9%です（図18）。全国平均と比べると、第2次産業の割合が高くなっています。なお、平成17年（2005）から令和2年（2020）にかけて、第3次産業の就業者数の割合が増加しています。

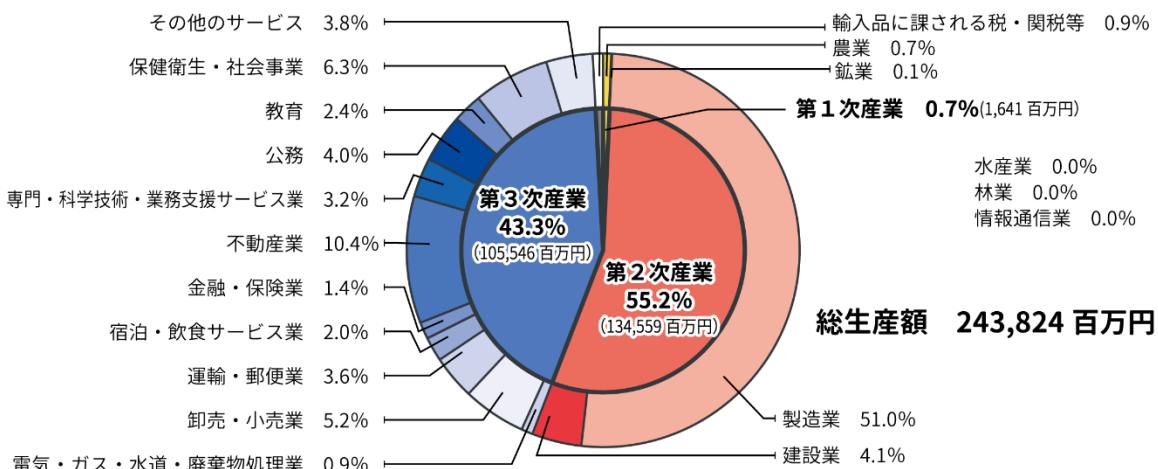


図17 産業別総生産額の割合（令和2年） 出典：兵庫県 市町民経済計算

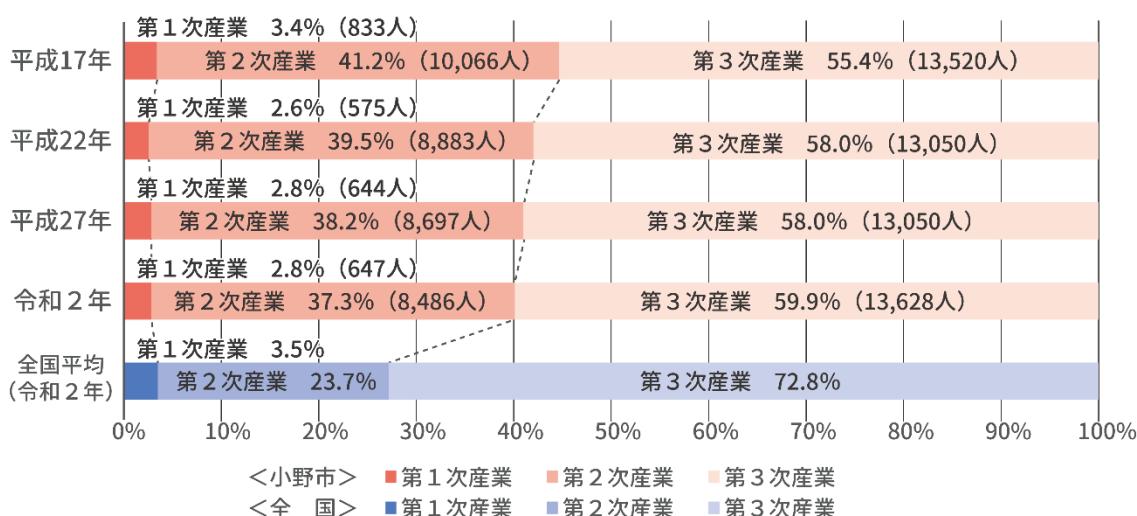


図18 産業別就業者数の推移

出典：国勢調査

**農業** 本市では、耕地面積 2,300ha の約 91%に当たる 2,100ha が水田です。水田では主に食用米であるヒノヒカリが生産されていますが、酒米である山田錦も生産されています。このほか、「ふくほのか」という小麦、大豆やキャベツ等の野菜、イチジクやブドウ等の果樹生産、酪農が行われています。担い手農家（農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者）へ農地の集積が進んでおり、1.5ha 以上を耕作する農家数の割合は増加しています。一方で、農業者の副業的農家の割合が高くなっています。高齢化や担い手の確保が課題となっています。



河合地区の水田景観

近年は本市独自の 6 次産業の拠点としてコミュニティレストランを設置し、地元食材を使った飲食店を地元住民が自ら運営しています。現在は、市内に 5 か所の店舗が運営されています。

**伝統産業** 本市の伝統産業として、播州そろばんや播州刃物が挙げられます。  
播州そろばんは、三木合戦の際にその戦火を逃れるため大津に避難した者が、大津そろばんの製造技術を習得し、帰郷して製造を始めたことが起源と伝えられています。播州そろばんの特徴は、厳選された材料を用い、長年培われた高度な技術があり、部品ごとに作業工程を分業化している点があります。昭和 35 年（1960）には製造の最盛期を迎え、年間 360 万丁ものそろばんが製造されました。播州そろばんは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）に基づき昭和 51 年（1976）6 月に通商産業省（現経済産業省）から「伝統的工芸品」の指定を受けました。現在は年間 15 万丁程度が生産され、国内シェア 70% を誇り、海外にも輸出されています。また、播州そろばんで培われた木工技術を活かし、昭和 30 年（1955）頃からは珠のれん等の室内装飾品や家具類の製造・販売へと転換が図られています。



そろばん製作

播州刃物については、播州そろばん同様、農閑副業として 18 世紀に剃刀の製造が行われています。その後も文化 3 年（1807）のにぎり鋏、文化年間（1804～1818）の包丁、ナイフ、明治 44 年（1911）の裁鋏（ラシャ切鋏）等、多様な刃物商品を製造してきました。なかでも播州鎌は国内シェア 80% を占め、その鋭利さから「カミ



播州刃物

ソリ鎌」とも呼ばれ、平成9年（1997）3月には兵庫県伝統的工芸品に指定されています。

これらの伝統産業は、市場規模の縮小、職人の高齢化と後継者不足、安価な量産品に押される等、生産は縮小の一途をたどりますが、品質の向上や美しいデザイン性が好評を得ています。

**観光業** 市内の主な観光地としては、ひまわりの丘公園、おの桜づつみ回廊、<sup>はくうんだに</sup>白雲谷温泉ゆびか、小野アルプス、<sup>じょうどじ</sup>淨土寺等が挙げられ、例年8月に開催される「小野まつり」には打ち上げ花火も相まって市内外から多くの人が訪れます。観光入込客数は新型コロナウイルス流行以前には220～230万人前後で推移し、観光消費額は平成28年（2016）度に約192億円を記録しています（図19）。また、日帰り・宿泊の別にみると、96%以上が日帰りで占めています。

観光の目的別の割合は、「スポーツ・レクリエーション」が50%前後と最も高く、市内に多く所在する公園やゴルフ場の利用者を反映していると考えられます（図20）。次いで、「温泉・健康」と「行事・イベント」が10～15%前後で、「自然」、「歴史・文化」が3～4%前後の割合で推移しています。「歴史・文化」としては、浄土寺を中心に観光客が訪れています。

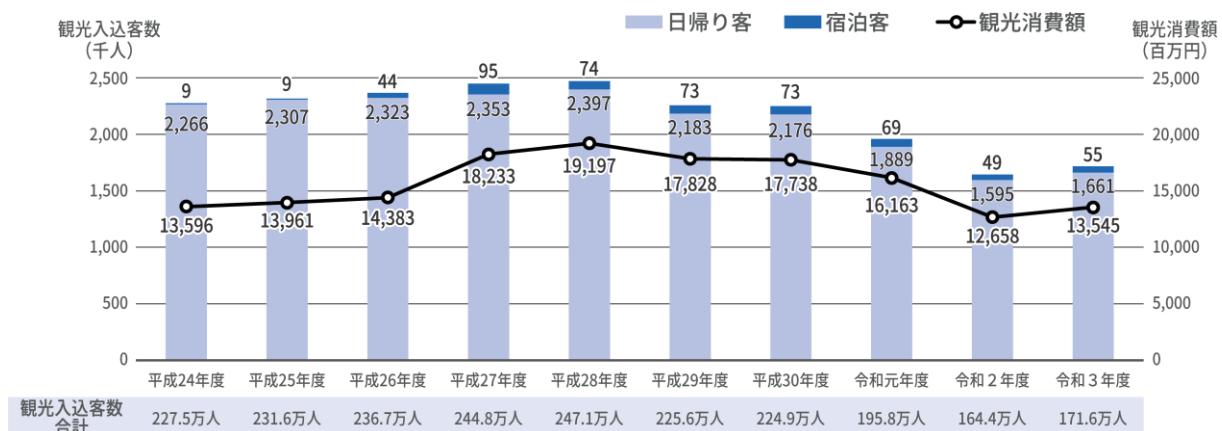


図19 小野市における観光入込客数等の推移（平成24年度～令和3年度） 出典：兵庫県観光客動態調査

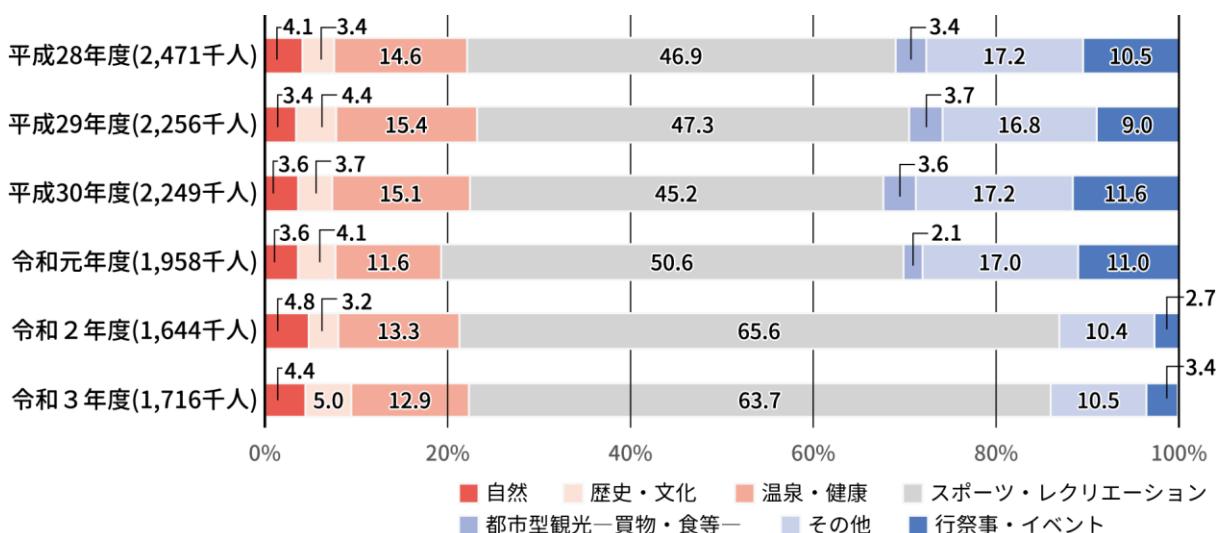


図20 小野市における観光目的別割合の推移（平成28年度～令和3年度） 出典：兵庫県観光客動態調査



ひまわりの丘公園



おの桜づつみ回廊



小野アルプス（紅山）



白雲谷温泉ゆびか

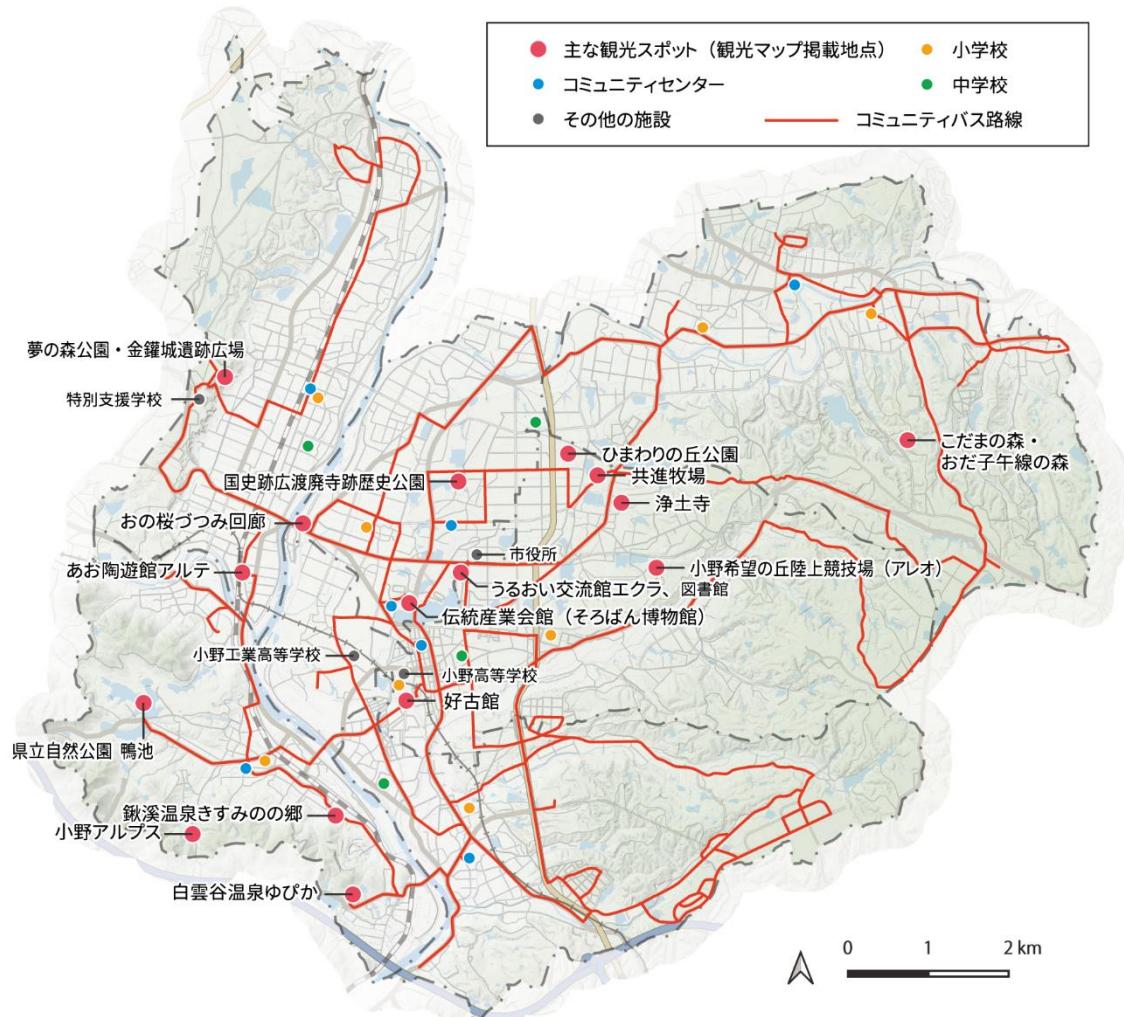


図21 主な観光地と公共施設の位置

## ④土地利用

本市の土地利用について、地目別面積割合をみると、田の占める割合が39.5%と最も多く、次いで山林、宅地となっています（図22）。

また、13.0%を占める雑種地については、本市に多く所在するゴルフ場を反映したもののです。

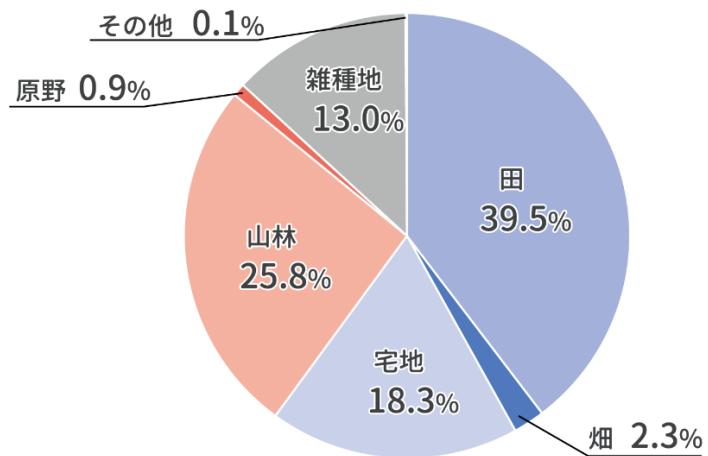


図22 土地利用区分（令和3年）

## ⑤交通

本市を挟んで南に山陽自動車道、北に中国縦貫自動車道が通り、その2つの高速道路を結ぶ4車線化された国道175号が市の中央部を南北に縦断しています。

現在、加古川市と小野市を繋ぐ高規格道路「東播磨南北道路（東播磨道）」の整備が進められており、国道2号（加古川市野口町坂元）から（仮称）国道175号インターチェンジ（小野市いけじり池尻町）までの区間が今後開通する予定です（図23）。

また、山陽自動車道三木サービスエリアには、スマートインターチェンジが設置予定であり、周辺地域の交通渋滞緩和や地域産業の活性化、交通の要衝としての重要度が高まることが期待されています。

市内を通る鉄道としては、JR 加古川線（5駅）、神戸電鉄粟生線（5駅）、北条鉄道（1駅）の3路線が運行しています。特に、粟生駅は3路線の結節駅であり、北は西脇・丹波方面、東は神戸方面、南は加古川方面、西は加西方面へと4方向に放射状に路線が伸びています。

バス事業としては、神姫バスが市内・近隣市（神戸市、明石市、西脇市、加東市）のバス停を繋ぐ路線バスを運行しています。また、地域住民のための交通手段として、コミュニティバス「らんらんバス」が平成16年（2004）1月より運行を開始し、現在は9台の車両で市内11ルートを運行しています。このほか、公共施設等を行先としたデマンドバスも運行しています。これらのコミュニティバスの運行により、本市の公共交通空白地人口は約2%と非常に少なくなっています（図24）。

なお、神戸電鉄小野駅、粟生駅のロータリーにはタクシーが停留しています。

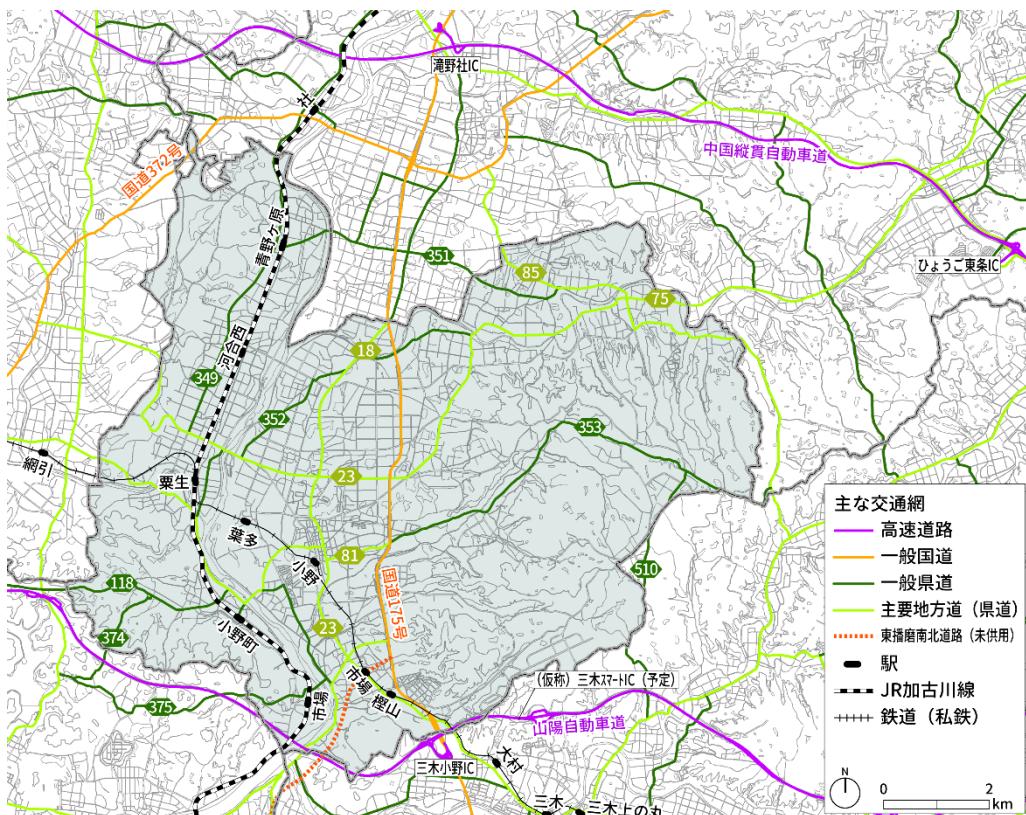


図23 主な交通網

資料：国土数値情報（鉄道時系列データ・高速道路時系列データ）

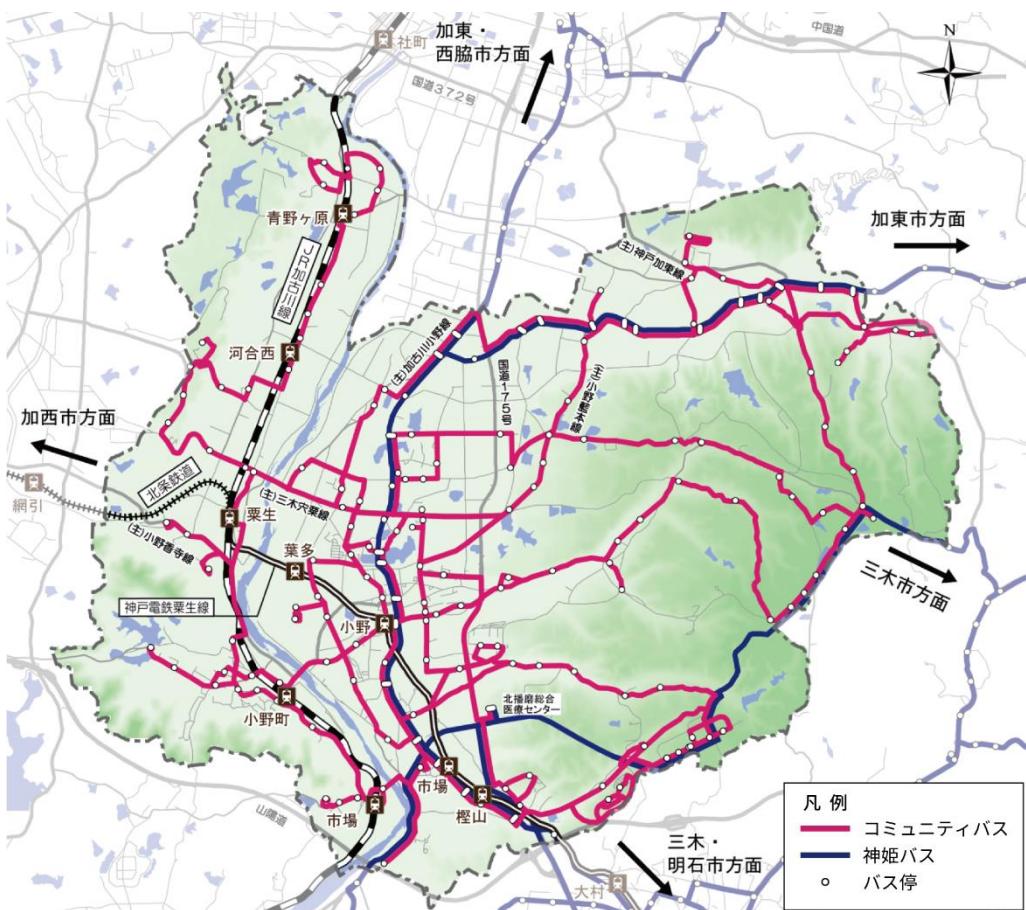


図24 公共交通網（令和2年）

### ⑥法規制等

**都市計画法** 本市は、近隣市とともに東播都市計画区域に含まれており、7,508haが指定されています（図25）。都市計画区域内においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分されます（線引き制度）。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域、または今後計画的に市街化を図る区域を示し、土地の合理的な利用を図るために建物の用途や形態が規制され、誘導する用途地域が定められています。市街化調整区域においては、開発行為を抑制することで、自然環境や農林業の生産環境の保全と無秩序な市街化を防止する役割を果たしております。一方、久保木町と高山町を除いた下東条地区は都市計画区域に含まれていません。

小野市都市計画マスターplanに基づき、コンパクトシティの再構築等を基本理念として、小野市うるおい交流館エクラ、市役所新庁舎等の新都市拠点「シビックゾーン」を整備しています。

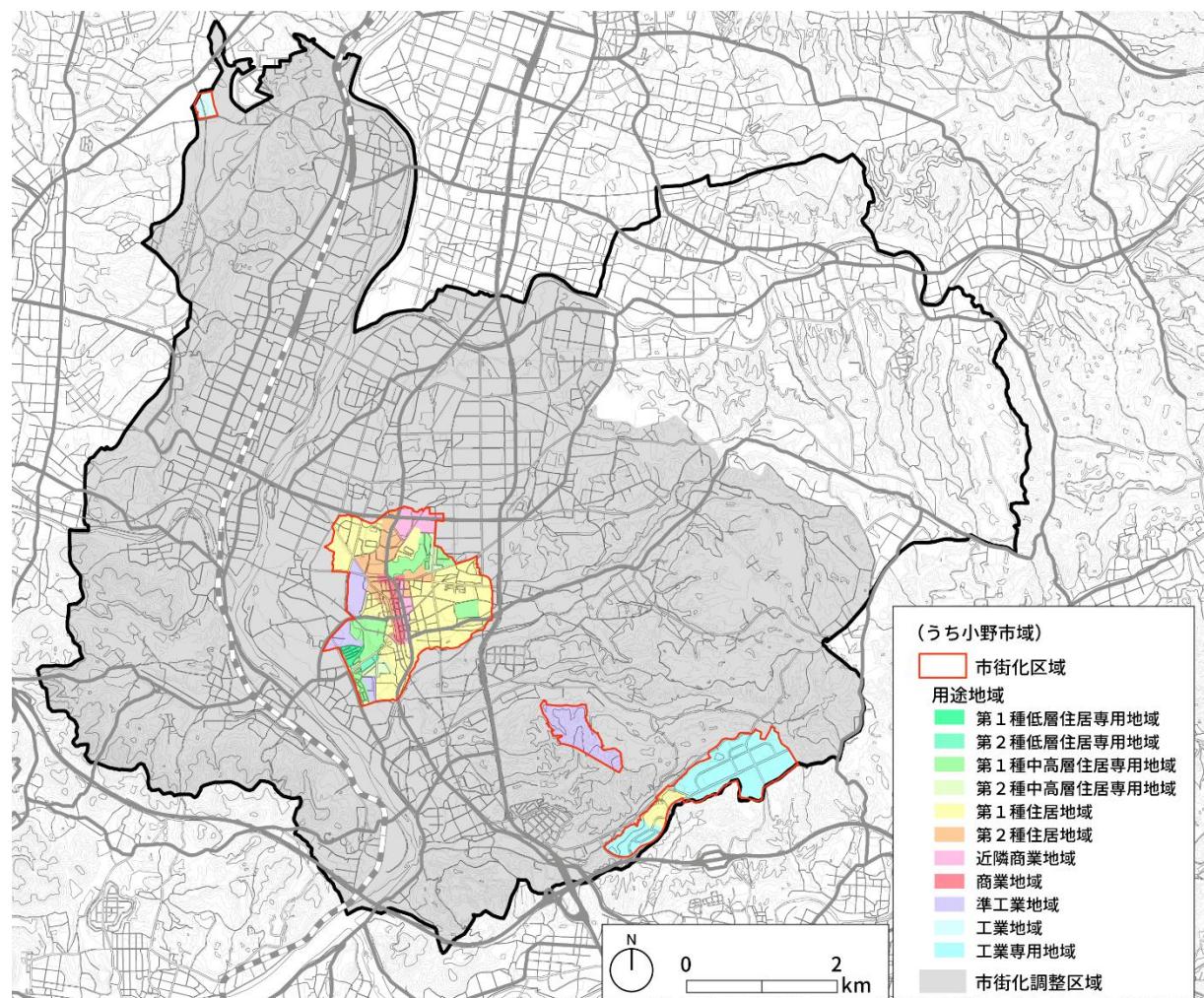


図25 都市計画区域

**農業振興地域の整備に関する法律** 総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域を「農業振興地域」として指定し、ほ場整備、農業用施設整備等の農業振興施策を重点的に講じていくこととしています。さらに、県が「農業振興地域」として指定した土地のうち、将来にわたり保全すべき 10ha 以上の集団的農地やほ場整備済みの農地等を「農用地区域」として農業振興地域整備計画に定めることとなっています。「農用地区域」は、農業振興施策が重点的に実施され、原則として農地転用が禁止されています（図 26）。本市にある農地の大半が農業振興地域、あるいは農用地区域に定められています。

**森林法** 市域では、前山国有林、南山国有林、中山国有林の計 125ha が国有林に指定されています（図 27）。これらの国有林は、水源を守り、土砂崩れ等の災害を防ぐ役割や、レクリエーション的機能、教育的機能等様々な役割を担う貴重な財産です。また、県の策定する「加古川地域森林計画」の対象となる森林の区域は、2,215.52ha に及びます。計画では、森林のもつ様々な機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を

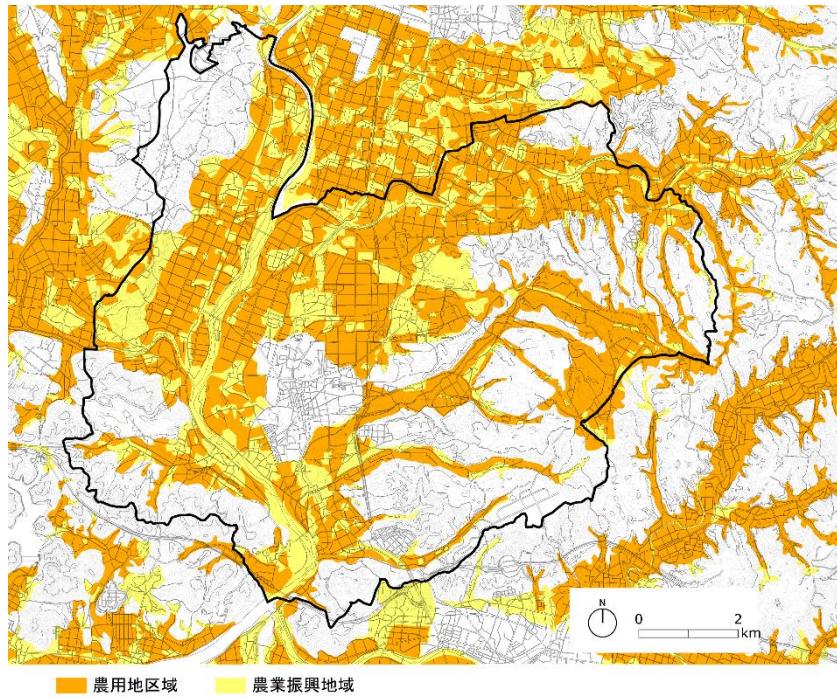


図 26 農業振興地域・農用地区域

資料：国土数値情報 農業地域（平成 27 年）

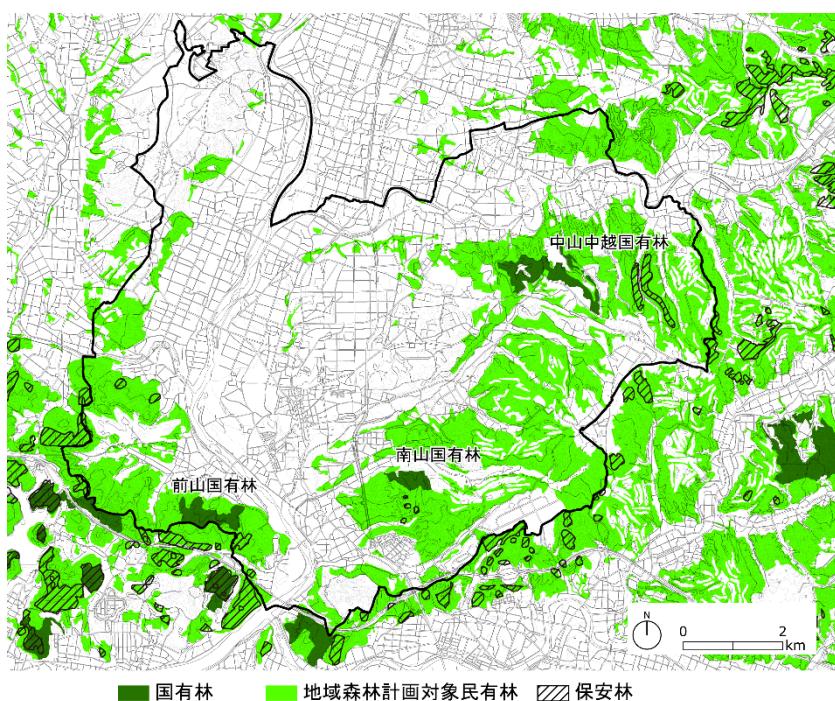


図 27 国有林、地域森林計画対象民有林、保安林

資料：国土数値情報 森林地域（平成 27 年）

進めることができます。

特に文化機能については、「史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進すること」としています。

**都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律** 本市では、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、「小野市保存樹木及び樹林の指定に関する要綱」を定め、地域で親しまれてきた老木や銘木、あるいは良好な自然環境を残す樹林について保存樹木・保存樹林の指定を行い、保存を図っています。現在は、21本の樹木と2か所の樹林が指定されています（表8・9、図28）。

**兵庫県立自然公園条例** 兵庫県では、兵庫県立自然公園条例に基づき、国立・国定公園以外の優れた自然の風景地について、その自然の保護と利用の増進を図るため、自然公園を指定しています。本市では、来住地区の一部が播磨中部丘陵県立自然公園区域に指定され、一部地域が立木の伐採、宅地の造成、工作物の設置等を行う場合に許可が必要な「特別地域」に指定されています（図28）。

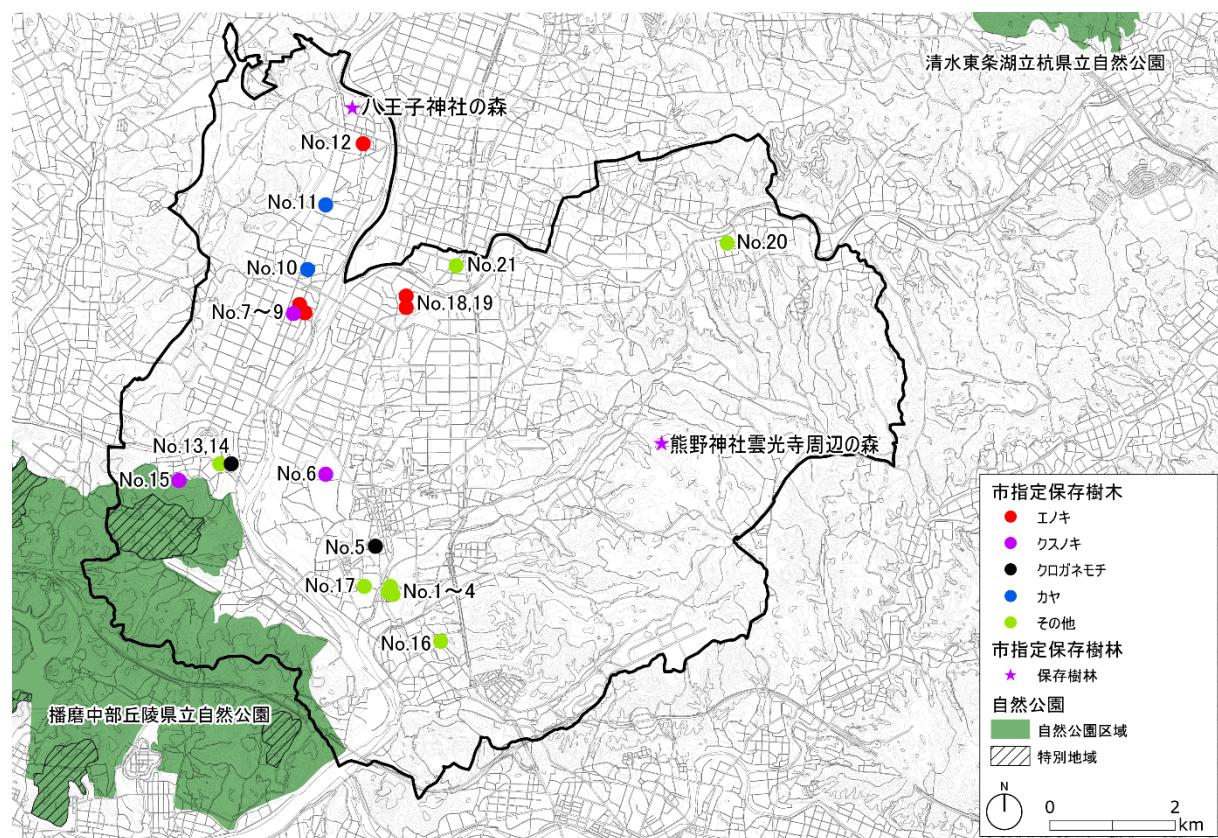


図28 保存樹木・保存樹林の分布と自然公園

※図中番号は表8に対応

表8 小野市指定保存樹木一覧

番号	樹木名	所在地	施設名等	備考
1	クロガネモチ	垂井町	住吉神社	
2	ムクロジ	垂井町	住吉神社	
3	イチョウ	垂井町	住吉神社	
4	ケヤキ	垂井町	住吉神社	
5	クロガネモチ	神明町	地蔵堂	
6	クスノキ	葉多町	荒神神社	
7	クスノキ	三和町	鈴の宮神社	
8	エノキ	三和町	鈴の宮神社（北側）	
9	エノキ	三和町	鈴の宮神社（南側）	
10	カヤ	新部町	成国寺	
11	カヤ	河合中町	慶徳寺	市指定天然記念物
12	エノキ	青野ヶ原町	長岡神社	
13	スギ	阿形町	若一神社	
14	クロガネモチ	阿形町	若一神社	
15	クスノキ	西脇町	大龍寺	
16	アベマキ	池尻町	大歳神社	
17	アカメヤナギ	大島町	出水	
18	エノキ	喜多町	大歳神社（北側）	
19	エノキ	喜多町	大歳神社（南側）	
20	シダレヤナギ	小田上町	下東条小学校	
21	ムクノキ	古川町	熊野神社	

表9 小野市指定保存樹林一覧

番号	樹木名	所在地	施設名等	備考
1	八王子神社の森	復井町	八王子神社	シノキ、アベマキ、アラシ、ツバキ類 600 m <sup>2</sup>
2	熊野神社雲光寺周辺の森	長尾町	熊野神社・雲光寺	シイノキ、ヒノキ類 4,400 m <sup>2</sup>

**景観の形成等に関する条例** 兵庫県では、優れた景観を創造・保全するとともに、建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定めることで、魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的として「景観の形成などに関する条例（景観条例）」を定めています。本市では、市全域を対象に大規模建築物等の届出制度により景観誘導が図られています。

また、地域の景観の形成に重要な役割を果たす建造物として、小野市立好古館が景観形成重要建造物に指定されており、改築、増築、修繕、模様替え色彩または意匠の変更、除却を行う際は

届け出をする必要があります。

**緑豊かな地域環境の形成に関する条例** 兵庫県では、都市計画法により市街化区域と市街化調整区域とに区分された線引き都市計画区域以外の地域において、適切な土地利用の推進、森林・緑地の保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな地域環境の形成を図るために「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」を制定しています。

本市を含む北播磨南部地域では、平成 18 年（2006）11 月 1 日から緑条例を施行しており、1,000 m<sup>2</sup>以上（一部の区域は 500 m<sup>2</sup>以上）の規模の開発行為を行おうとする場合は、市や県との協議、届出等の手続が必要です。ただし、自己用住宅の新築・増改築や通常の管理行為、軽易な行為等は対象外です。開発工事に際しては、環境形成区域ごとに定められた緑化修景等の基準をもとに、開発地の森林の保全や建物の周辺の緑化等が必要となります。本市では、北東部が、3 号区域（田園の区域）、4 号区域（まちの区域）、2 项区域（丘陵の区域）指定されています（図 29）。

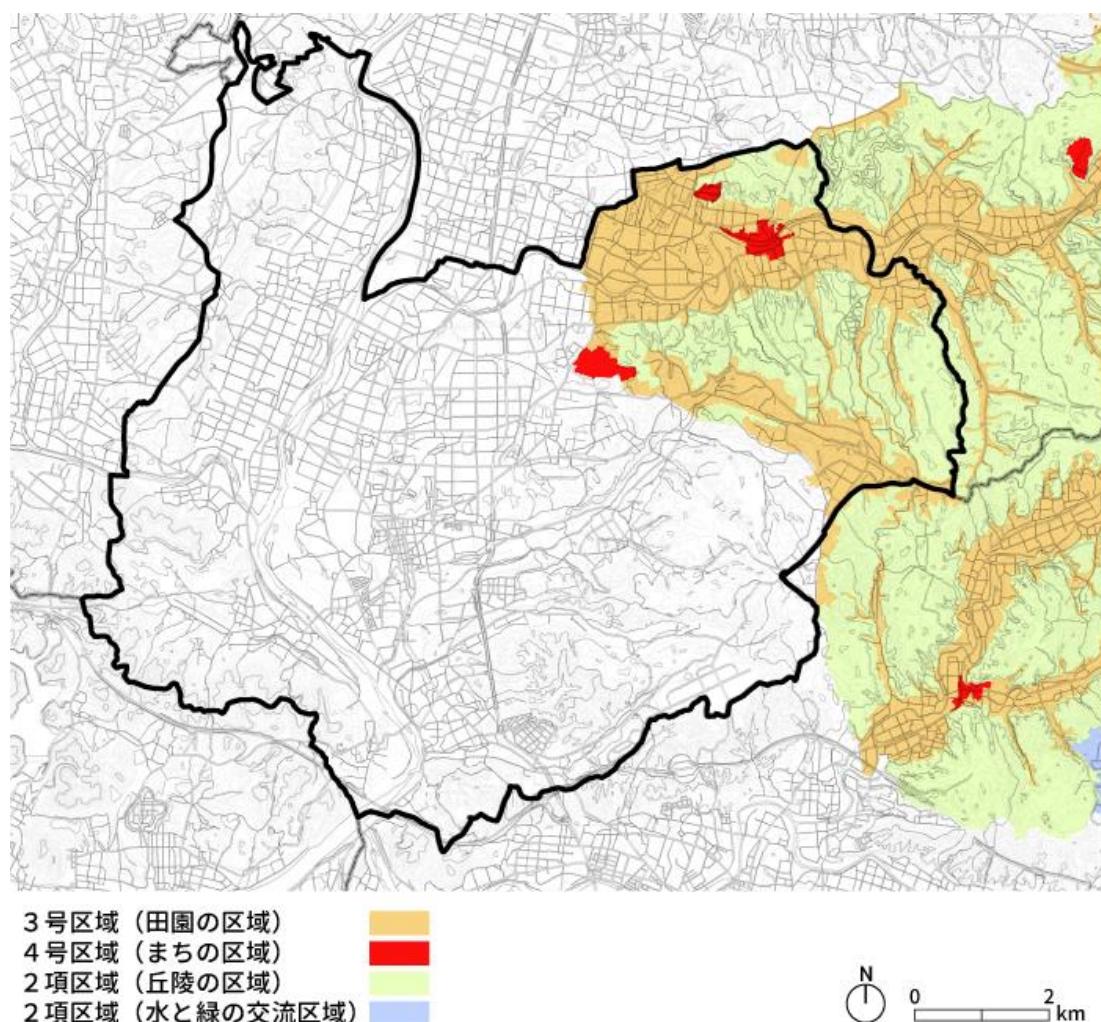


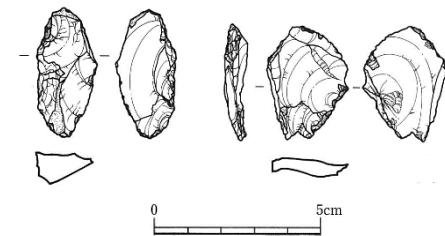
図 29 環境形成区域指定図

### 3 歴史的背景

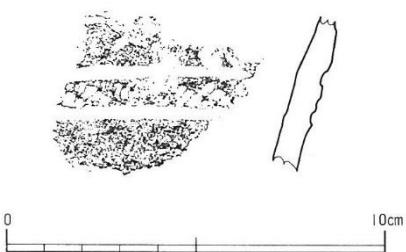
**旧石器・縄文時代** 小野市域における人類最古の痕跡は旧石器時代にまで遡ります。旧石器時代は、現在よりもはるかに寒冷な気候でした。人々はまだ土器を持たず、石器や骨角器を用いた狩猟活動が生活の中心でした。ナウマントゾウ等の大型動物を追って季節ごとに移動する生活をしていたと考えられています。勝手野遺跡（黍田町）では、約2万数千年前に降下した始良丹沢火山灰層の直下からナイフ形石器・台形石器等が見つかっています。打製石器だけを用いた旧石器時代から、磨製石器が出現する新石器時代へと移行してきました。

約1万2千年前から始まる縄文時代には、気候が温暖になり、海平面の上昇によって現在とほぼ同じ日本列島が形成されました。温暖な気候は植物相・動物相を変化させ、これに伴い人々の生活も変化を余儀なくされました。縄文時代の最大の特徴は、道具としての「土器」が発明されたことにあります。土器を用いることによって煮炊きや貯蔵が可能となり、食生活の幅が広がりました。イノシシ等の小型動物の繁栄に伴って、弓矢が開発されました。小野市域では、高田小山ノ下遺跡（高田町）等の数か所の遺跡から土器片・石器が見つかっています。

**弥生時代** 弥生時代になると、人々が定着した様子が明らかとなります。特に中期から後期にかけて、加古川や東条川周辺の低地部で遺跡数が顕著に増加し、水田稲作を背景としたムラの形成と人口増加が想定されます。人々は、それまでの狩猟・採集活動から、稲作を中心とした農耕サイクルに合わせた生活へと変化し、稲作に適した土地や水、あるいは労働力を巡って周辺のムラと争うこともありました。小野市域で代表的な遺跡を取り上げると、5基



ナイフ形石器・台形石器  
(勝手野遺跡)



縄文土器片  
(高田小山ノ下遺跡)



竪穴建物（河合中番門遺跡）



円形周溝墓（河合中力ヶ田遺跡）

## 第1章 小野市の概要

の円形周溝墓が見つかった河合中カケ田遺跡（河合中町）、環濠とみられる2条の溝を有する垂井遺跡（垂井町）、比高差約60mの高台に作られた高地性集落である金鐘城遺跡（昭和町）が挙げられます。

**古墳時代** 3世紀中頃から7世紀代の古墳時代には、畿内をはじめ全国に数多くの古墳が造されました。ムラ同士の統合によって初期のクニが形成され、有力者の墓として多くの古墳が造られたことは、人々の社会的身分の差が生じたことを示しています。小野市域では、前期から中期にかけて、数十基からなる大部古墳群が築かれています。その多くはすでに消滅しており詳細は不明ながら、直径50m程の規模を有する敷地大塚古墳や王塚古墳は、特筆すべき規模と豊富な副葬品から中心的な古墳といえます。後期には、焼山古墳群、桜山古墳群、船木・中番古墳群等、100基以上で構成される群集墳が形成されています。

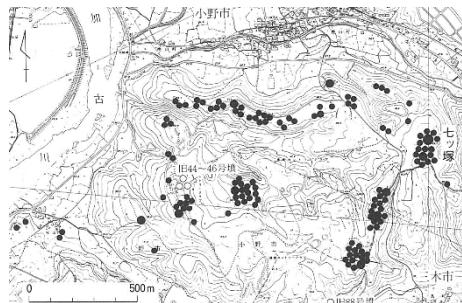
**飛鳥・奈良時代** 6世紀中頃には、朝鮮半島から仏教が伝来し、その受容をめぐって蘇我氏と物部氏が激しく対立し、聖徳太子や推古天皇によって国の体制が整えられていきました。大化元年（645）の乙巳の変（大化の改新）以後、大宝元年（701）の大宝律令制定や和銅3年（710）の平城遷都等を経て、次第に律令国家としての基盤が整えられていきました。地方においては国郡里制度が整えられ、それにともなって国府・郡家等の地方行政機構、駅伝制等の交通制度も整えられました。小野市域は、「賀茂郡」の南東部にあたり、『播磨国風土記』にみえる山田里、越勢里、川合里が遺称地として今に伝わっています。律令制の根幹は、人民と土地を掌握し租税を徴収する点にあり、播磨国や賀茂郡では土器や絹織物が重要な税として納められたことが木簡等から伺えます。また、木材の確保を目的として摂津国の住吉大社が柵を設けたことと関連して、住



垂井遺跡



王塚古墳出土品



桜山古墳群



軒瓦（広渡廃寺）

吉神を祀る神社が集中しています。天武・持統天皇の時代になると、全国各地に仏教寺院が建立されるようになりますが、小野市域には法隆寺式伽藍配置の河合廃寺、薬師寺式伽藍配置の新部大寺廃寺、広渡廃寺があります。広渡廃寺の本尊は薬師如来坐像であり、のちに浄土寺の創建に当たり移設されたことが『浄土寺縁起』に記されています。賀茂郡内には7世紀半ばから8世紀半ばまでに少なくとも8か寺が建立され、寺院が高密度に分布しています。天平6年(734)には「既多寺」で『大智度論』が書写され、賀茂郡を中心に分布した知識（出資者）の名が奥書に記されています。

**平安時代** 延暦13年(794)には桓武天皇が平安京に都を移し、平安時代が幕を開け、鎌倉幕府が成立するまでの約390年間にわたり京都が政治の中心でした。土地の開墾を奨励したことにより、一部富豪層が権力を蓄えていった一方、浮浪・逃亡の流行によって律令制の根幹をなす人民掌握は形骸化していきました。このような事態の中、10世紀初めに律令国家から王朝国家へと変化し、地方諸国の国内支配を受領に任せ、彼らに一定額の中央への貢納を義務付けました。受領たちは、任国での過酷な租税徵収によって莫大な富を蓄えました。10世紀後半から、摂政・関白の地位は藤原氏によって独占され、摂関政治の時代が続きました。摂関家は、受領たちの任免権を握って大きな権力をふるいました。しかしながら、11世紀末から上皇（院）が政治の実権を掌握するようになり、摂関家を圧倒しました。その後、武士の棟梁である平家が権力を掌握するようになりました。播磨国は、平家が拠点とした摂津国福原を支える後背地として重要な役割を果たしました。

また、9世紀初めには天台宗を開いた最澄や真言宗を開いた空海によって密教がもたらされ、以後の仏教に大



広渡廃寺跡



東塔心礎（新部大寺廃寺）



軒瓦（河合西廃寺）



住吉神社（垂井町）



菅田神社（菅田町）

きな影響を与えるました。11世紀後半創建の河合西廃寺（河合西町）は、衰退する古代寺院に代わる新たな仏教文化を物語る遺跡です。延喜5年（927）にまとめられた『延喜式』神名帳に記載される式内社としては、住吉神社（垂井町）、菅田神社（菅田町）、垣田神社（小田町）の3社があります。

久安3年（1147）には東大寺の荘園として大部荘が設けられています。東大寺は、治承4年（1180）の平重衡による南都焼討により焼失し、翌年、大勧進に任命された俊乗房重源によって東大寺の復興事業が着手されました。この際、東大寺復興の地方拠点として大部荘内に設けられた浄土寺（浄谷町）は、国宝に指定されている浄土堂や木造阿弥陀如来及両脇侍立像等が建立されるとともに、仏・菩薩が極楽浄土に迎え入れるさまを表現した来迎会（迎講）が行われる等、俊乗房重源の思想が強く反映されました。

元暦元年・寿永3年（1184）の三草山の戦い（加東市）では、源義経軍が平氏方を攻め、一の谷への進軍経路に小野市域が位置していることから、国位田の碑をはじめとする伝承地が残されています。その後、平氏は一の谷、屋島と敗走を続け、壇の浦にて滅亡しました。

**鎌倉時代** 源氏の棟梁である源頼朝は征夷大将軍に任命され、建久3年（1192）に鎌倉を本拠地とする幕府を開きました。播磨国では頼朝から派遣された梶原景時が軍事・警察権を掌握しましたが、頼朝の死後、景時は失脚し、小山朝政・後藤基清・安保実員の後、小山氏が守護職を受けました。以後は北条氏の一族が守護となることが多くありました。市域の大部分を占める大部荘では、鎌倉時代初期から東大寺の俊乗房重源と觀阿上人による新田開発が進められました。一方で、大部荘は開発当初から悪党の台頭に悩まされてきました。南北朝時代には、西



垣田神社（小田町）



左弁官宣言案（浄土寺文書）



浄土寺淨土堂



浄土寺木造阿弥陀如来及両脇侍立像

播磨を本貫地とする赤松氏がしだいに勢力を伸ばし、元弘の乱以後、後醍醐天皇方に属して活躍し、建武新政権の成立に寄与しました。しかし、政権内部の分裂・矛盾の深化によって、赤松円心は足利尊氏方に身を転じ、室町幕府の樹立に大きく貢献しました。

**室町時代** 元弘3年（1333）、足利高氏（後の尊氏）

の離反をきっかけとして鎌倉幕府は滅亡し、後醍醐天皇による政治が開始されました。しかし、武家社会の慣習を無視した政治に対し多くの武士らが反発し、足利尊氏を中心とした武家政権が樹立しました。播磨国では、足利将軍家の信任が厚く、幕府の要職を務めた赤松氏の支配が進展しました。

赤松氏は室町幕府成立後、播磨・備前・美作三国の守護となり、支配体制を整備していきました。加古川と京街道が交差する小野市域には数多くの城館が築かれました。なかでも軍事的に重要視された河合地区には、一辺100mを超える城館として河合城（新部町）、堀井城（河合西町）、小堀城（河合中町）の3城があります。応永34年（1427）の赤松満祐下国事件や嘉吉元年（1441）の嘉吉の乱の際には、赤松満祐が河合城に入ったとする記録があり、河合城は播磨東部の中心的な役割を果たしていたと考えられています。金罐城（昭和町）は、赤松氏の被官中村氏の城とされています。なお、市内には禅宗系の曹洞宗派が河合地区をはじめとする加古川西岸に偏在しており、赤松氏との関わりが想定されています。

赤松氏は、6代将軍足利義教を暗殺した嘉吉の乱をきっかけに没落し、以後、山名氏と赤松氏の勢力争いが続きますが、これがさらに赤松氏の衰退を招き、有力被官が台頭するきっかけとなりました。小野市域では、有力被官上月氏や東条谷よりふじの依藤氏が台頭しました。



国位田の碑



河合城縄張り図



堀井城



金罐城

勢力を拡大する国人層は、互いに対立を深め衝突し合い、  
次第に淘汰されていきました。播磨東部では、最終的に三  
木城（三木市）を拠点とした別所氏が播磨東部8郡を支配  
下に治めることとなりました。

このころには、主要な街道が整備されたようで、『祇園執  
行日記』には八坂社の社僧が有馬での湯治を経て小野市域  
を通って姫路の広峰社に参詣した記録が残されています。

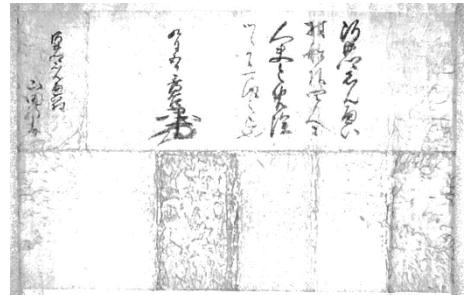
また、民衆の間で巡礼が流行り、浄土寺浄土堂の外壁に打  
ち付けられていた板材には巡礼者の落書きが残されています。

**安土桃山時代** 織田信長の勢力が播磨に進出した際、  
当初は織田に味方した三木城主の別所長治が反旗を翻  
し、天正6年（1578）3月に三木合戦が始まりました。三  
木城には多くの武士らが籠城しましたが、羽柴秀吉による  
「三木の干殺し」と呼ばれる徹底した兵糧攻めにより  
天正8年（1580）には別所氏は滅びました。小野市新部町  
では「太閤渡し」と呼ばれる加古川の渡し舟の発着場があ  
り、山田新介ら船頭が三木合戦の際に秀吉軍に協力したこと  
に由来しています。その後、播磨国は秀吉の直轄領となり、  
天正・文禄の検地を通して兵農分離が進み、多くの武  
士が帰農していきました。この際、秀吉の命を受け、かつて  
依藤氏の拠点であり当時別所重棟の居城となっていた  
豊地城（中谷町）の廃城を行ったのが、のちに小野藩主と  
なる一柳家の祖・一柳直末であり、直末が秀吉から  
拝領したと伝わる胴服が残されています。なお、三木合戦  
では、萬勝寺、来迎寺等の多くの寺社が焼き払われたと  
伝えられています。

**江戸時代** 慶長5年（1600）、関ヶ原の戦いにより西  
軍が敗北すると、池田輝政が姫路城に入つて播磨国52万  
石を領有しました。しかし、元和3年（1617）の池田光政  
の鳥取転封に伴い、播磨国は分割統治されました。小野市



浄土寺浄土堂旧板壁



秀吉書状（山田家文書）



豊地城土壘



黄地牡丹蓮唐草文緞子胴服

域では、小野藩をはじめ、幕府領、古河藩（現茨城県）領、姫路藩領、旗本鈴木家領、三草藩領、鶴舞藩（現千葉県）領、白河藩（現福島県）領が入り組む複雑な状況となりました。

江戸時代を通して、小野藩主として小野市域の約半分を領有していたのは一柳家でした。小野市域と一柳家との関わりは、寛永13年（1636）に伊勢神戸藩主だった一柳直盛が1万8600石の増加を受け、伊予西条に転封になります。ところが、直盛は新天地伊予西条への赴任途中大坂で死去したことから、領地は3人の息子たちに分割相続されることになり、播磨国加東郡1万石は伊予川之江とともに二男直家が相続しました。加東郡の領地を管理するため敷地村に陣屋を置き、家臣が派遣されました。敷地陣屋で使用されていたと伝わる山門が長清禅寺（王子町）に残されています。

寛永19年（1642）、直家に跡継ぎがなく没したことから、領地は一旦収公されましたが、丹波国園部藩主小出吉親の次男直次を養子に迎え入れ、小野藩が1万石で立藩しました。敷地村の陣屋を仮の陣屋としましたが、敷地陣屋は飛び地を管理する代官陣屋であり、大名が本拠を置く大名陣屋としては規模が小さかったため、直次は承応2年（1653）に現在の西本町に小野藩陣屋・陣屋町を建設し、以後の中心市街地として発展することとなりました。

4代藩主末栄の代には、悪化していた藩財政を質素儉約により再建しました。

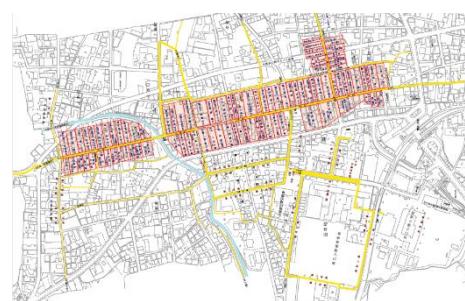
8代藩主末延の代にあたる天保4年（1833）には、米価の高騰と食料不足に起因する大規模な「加古川筋一揆」が起こりました。この一揆は、天領・大名領・旗本領等領主に関係なく広範な広がりを見せ、打ちこわしの性質を帶



所領配置



伝・敷地陣屋山門（長清禅寺）



陣屋町復元図（延享4年(1747)）



帰正館扁額

## 第1章 小野市の概要

びたものでした。天保 12 年（1841）には大國隆正を招へいし、藩校「<sup>きせいかん</sup>帰正館」が開校しました。

末延の嫡子である 9 代藩主末彦は生涯独身であったため、丹波国綾部藩主九鬼隆都の五男末徳を養子に迎え入れ、10 代藩主としました。末徳は最後の藩主として難局を乗り越え、明治維新を迎えました。藩主一柳家累代の墓所は祥雲寺（東京都渋谷区）及び菩提寺であった光明寺（神明町）にあります。

江戸時代は平和で安定した政治が行われたため、交通網が整備され、流通も盛んになり貨幣経済が浸透しました。小野市域では、加古川舟運が発展し物流の基幹となり代表的な船着き場は町場の様相を呈するようになりました。なかでも、太郎太夫村（市場町）の近藤家は初期には農地集積を行い、江戸中期以降は高瀬舟と北前船による回漕業、金融業等により富を蓄積しました。

地場産業としては、そろばんや刃物生産が芽生えました。文化 3 年（1806）に長尾村（長尾町）の盛町宗兵衛がにぎり鍔の生産を開始するほか、北島村（大島町中）で剃刀等の生産が行われるようになりました。また、安政元年（1854）には小野町の黒川屋井上太兵衛が三木の久留美で製造方法を習得したことを契機としてそろばん生産が行われました。

近世の娯楽としては、祭礼の際に余興や奉納として淨瑠璃、物まね、曲芸、相撲、万歳、芝居等があり、現在も市域には農村舞台が残っています。また、伊勢参りや巡礼の流行により庶民も旅を楽しむ機会が増えました。若一神社（阿形町）神事の西脇獅子舞は、文化 6 年（1809）銘の囃子太鼓の存在からこのころから伝承されており、梯子を用いた勇壮なものです。現在も市内各地で行われている伝統行事の中には、江戸時代から少しづつたちを変えな



一柳家墓所（光明寺）



近藤家家宅図



黒川屋井上太兵衛



一柳末徳

がら続いているものもあります。

**近代** 廃藩置県によって旧来の封建制度は解体され、中央集権化が進められました。明治4年（1871）、廢藩置県により小野県が誕生しましたが、同年中に廃止されました。姫路県、飾磨県を経て、兵庫県に編入され、現在に至っています。

最後の藩主 一柳末徳は、華族令により子爵に叙せられました。なお、末徳の娘・満喜子は、建築家で近江兄弟社を設立したウィリアム・メレル・ヴォーリズと結婚し、近江八幡の幼児教育に尽力しました。

明治政府は、文明開化や地租改正、殖産興業を通じた経済力の向上と、徴兵制度や軍制改革を通じた軍備増強を図りました。軍備増強が図られるなかで、小野市域には明治21年（1888）に陸軍省の青野原軍馬育成所が設置されました。やがて軍馬育成が鳥取県大山に移転されることになり、その後は敷地を拡大し陸軍の演習場となりました。小野市側には大門廠舎、加西市側には高岡廠舎が置かれ、兵士の訓練施設として使用されていました。なお、大正3年（1914）の第一次世界大戦に伴い、青野原俘虜収容所が高岡廠舎に開設され、捕虜となったドイツ兵とオーストリア・ハンガリー兵を収容しました。また、昭和15年（1940）には河合西駅の西方の青野原台地上に戦車兵の訓練施設として青野原戦車隊が設置されました。

こうした軍事拠点と沿岸部の軍需工場を結ぶ役割のほか、地域発展の起爆剤としての役割を期待され、大正2年（1913）に播州鉄道（播但鉄道を経て現JR加古川線）が開業し、市域には5駅（停留所）が設けられました。

また、準軍事的な性格を帯びた施設として、日本無線電信株式会社が小野無電受信所を設置し、昭和12年（1937）から業務を開始しました。



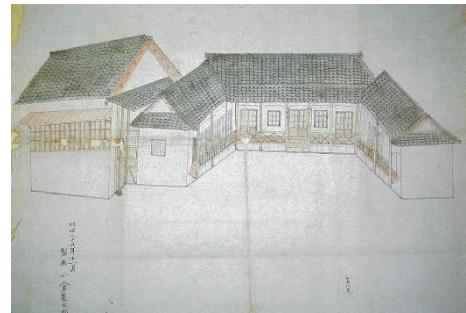
大門廠舎



小野町役場



国鉄加古川線



開校当初の来住小学校の図



開業直後の神戸電鉄小野駅

教育基盤となる学校施設の整備として、明治5年（1872）頃より小学校、明治35年（1902）県立小野中学校、明治42年（1909）に小野家政女学校、昭和14年（1939）町立小野工業学校が相次いで開設しました。

**現代** 敗戦により占領下におかれた日本は、GHQの管理下で憲法改正、教育制度改革、農地改革等が進められました。小野市域では、食料増産や復員者の就労確保等を目的として農地の開拓が数多く行われ、昭和26年（1951）には鴨川ダム（東条湖）<sup>かもがわとうじょうこ</sup>が完成したことにより周辺農地へ用水を送る幹線水路が整備されていきました。

昭和26年（1951）には神戸電鉄が小野駅まで延伸し開業、翌年には加古川線の栗生駅まで延長され、生活圏の拡大と市民意識の変化をもたらしました。一方、このころの産業をみると、戦時需要により綿織物やそろばん、金物の生産量が増加しました。特に綿織物業では、力織機が導入され、日本綿布株式会社（のちの日本綿業株式会社）等、大規模な工場が作されました。

また、1950年代からは開拓地を中心に酪農業が展開しました。神戸の共進舎牧農園は、昭和22年（1947）に青野ヶ原にて乳牛用の飼料作物栽培を開始し、その後、浄谷町に牧場や工場を設置して現在に至ります。生産された牛乳は神戸電鉄等により都市部へと出荷されていきました。

昭和29年（1954）12月1日に加東郡小野町・河合村・来住村・市場村・大部村・下東条村が合併して小野市が誕生し、昭和31年（1956）には加東郡社町の一部を編入し、現在に至る市域となりました。

昭和30年代の日本は高度経済成長を遂げ、昭和31年（1956）の『経済白書』に「もはや戦後ではない」と記されたように、近代化・工業化へと突き進んだ時代でした。小野市では、昭和46年（1971）には市街化区域と市街化調



曾根サイフォン



日本綿布株式会社



共進牧場



小野市合併調印式



分譲直後の育ヶ丘町

整区域が決定され、これに合わせて育ヶ丘町、小野ニュータウン等の大規模開発と学校の建設が進められました。昭和49年（1974）には初めて人口が4万人を超える等、小野市は大都市のベッドタウンとして発展してきました。

また、大都市圏に近接している立地と自然環境を活かしてゴルフ場開発が盛んに行われており、昭和36年（1961）小野ゴルフ俱楽部（来住町）を皮切りに、昭和40年（1965）播磨カントリークラブ（櫻山町）、昭和46年（1971）小野東洋ゴルフ俱楽部（日吉町）、昭和54年（1979）小野グランドカントリークラブ（中谷町）等が相次いで開場しました。

平成に入ると、小野工業団地や流通等業務団地の整備により企業立地が進みました。

平成7年（1995）1月には阪神・淡路大震災が発生し、小野市では震度3を記録し、軽傷者3名、一部損壊584棟の被害がありました。

また、『行政も経営』の基本理念のもと、子育て支援・高齢者支援・医療制度等が拡充され、川島 隆太教授の脳科学理論に基づいた16か年教育や小中一貫教育が進められるとともに、小野市いじめ等追放都市宣言（平成20年（2008）3月）等の宣言を行ってきました。

平成16年（2004）には白雲谷温泉ゆびか、平成17年（2005）には小野市うるおい交流館エクラ、平成20年（2008）にはあお陶遊館アルテやコミュニティレストラン、平成25年（2013）には北播磨総合医療センター等の様々な施設整備が進められ、近年では令和2年（2020）4月に小野希望の丘陸上競技場アレオ、同年5月には、新都市拠点シビックゾーンの一画に、「市民ファースト」、「使いやすさの追求」、「想定外をつくらない安全安心な庁舎」、「環境共生・環境先進」の4つのコンセプトに基づいた小野市役所新庁舎を開庁し、業務を開始しています。



小野ゴルフ俱楽部



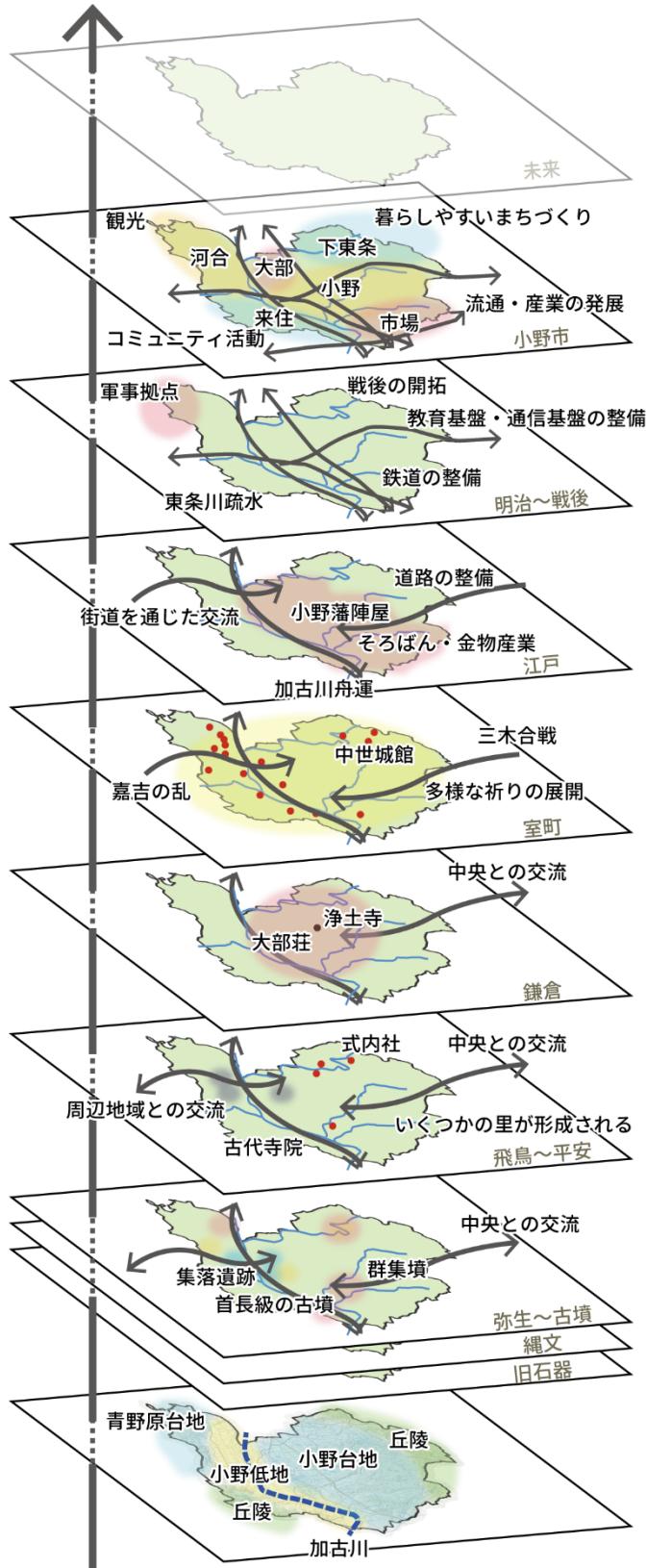
小野市うるおい交流館エクラ



小野希望の丘陸上競技場アレオ



小野市役所新庁舎



## 小野市の誕生

6町村合併により小野市が誕生。  
工業団地やニュータウン、新都市開発が進む。  
6地区の特色を活かしたまちづくりを展開。

## 近代化のあゆみ

明治時代以降は、学校や郵便局等の整備が進む。  
軍事拠点の設置と併せ鉄道が敷かれる。  
戦後は、農地開拓が飛躍的に進む。

## 都市整備と地域経済の発達

小野藩をはじめとする様々な所領が入り込む。  
小野藩陣屋と陣屋町が形成され、武家・町人が集住する。  
加古川舟運により地域経済とネットワークが発展。  
地場産業が生まれる。

## 中世の動乱と人々の祈り

中世の動乱に呼応して大小様々な城館が築かれる。  
赤松氏の台頭。現代に続く街道が整備される。  
寺社、板碑・石造層塔等の多様な信仰が展開。

## 大部荘と浄土寺

東大寺再建の拠点として大部荘の開発が進む。  
浄土寺が開かれ、信仰の拠点が形成される。

## 播磨国賀茂郡と古代寺院

いくつかの「里」が形成され、  
地域的なまとまりが生まれる。条里が形成。  
仏教文化を受け入れ古代寺院が造営される。

## 人々の営みのはじまり

旧石器時代より人々の姿が現れ、  
弥生時代以降、定住生活が始まり、ムラができる。  
人々を葬る墓・古墳が築かれる。

## 自然的基盤の形成

第二瀬戸内海に厚く堆積した大阪層群を基盤とし、  
湖水面（海水面）の昇降と土地の隆起により  
雄大な台地と大河加古川が形成。

↔ 他地域との交流の様子を表す

図 30 重層的な小野市の歴史

# 第2章 小野市の文化財の概要

この章では、小野市の文化財の概要をみていきます。

第1節で、これまで行ってきた文化財調査についての状況を振り返り、現状で把握できている文化財を種類別に分類し、それぞれの点数を表で示しています。第2節では、小野市域の文化財指定等の状況を整理しています。第3節では、上記の内容を踏まえ、小野市の文化財の概要を整理しています。

1 文化財把握調査の実施状況	44
2 文化財の指定等の状況	48
3 小野市の文化財の概要	52

## 1 文化財把握調査の実施状況

本市でこれまで実施してきた主な文化財把握調査は、表資料編-1～12のとおりです。総合的な把握調査としては、平成3～16年（1991～2004）にかけて行った市史編さん事業に伴う調査があり、古文書・絵図等を中心に市内の文化財について悉皆的な調査を実施しました。小野市史は本編3冊、史料編4冊、文化財編1冊の8冊からなり、さらに『小野市絵図集』を刊行しました。

類型ごとの調査は、文化庁による統一的な調査、兵庫県による県下統一的な調査、小野市教育委員会による調査、大学や市民団体による調査等があります。ほ場整備や宅地造成、道路建設等の開発事業に伴って発掘調査された遺跡も多くあります。

平成元年（1989）度から平成7年（1995）度にかけて、京都大学と連携して「大部荘遺跡詳細分布調査事業」を行いました。急激な社会変革のなかで、中世の大部荘のなごりを伝える田園風景が変容してしまうことを危惧して、水利・耕地、地名、寺社、民俗等の分野についての現況を記録にとどめたものです。

また、平成2年（1990）に開館した小野市立好古館では、様々なテーマで展示会を開催しており、各展示に沿った資料収集や調査・研究を進めてきました。平成14年（2002）度からは、地域と神戸大学、小野市立好古館の協働によって「地域展」が始まり、それに伴って地域の歴史を掘り起こす「地域調べ」へと展開しました。

さらに、今回の地域計画作成にあたって、各地区に所在する仏堂の美術工芸品の悉皆調査、また宗教法人所有の建造物の悉皆調査を継続して行っています。

このような成果を踏まえ、類型ごとの把握調査の実施状況を整理し、令和5年（2023）4月現在で把握している文化財の総数は3,404件となりました（表10～12）。なお、この件数には、既に滅失した文化財やいまだ把握されていない文化財は含まれていません。



小野市史



大部荘遺跡詳細分布調査報告書

表 10 類型ごとの把握調査の実施状況(令和5年4月現在)

類型		小野	河合	来住	市場	大部	下東条
有形文化財	建造物（寺院建築、神社建築）	○	△	△	○	△	○
	建造物（住宅）	△	△	△	△	△	△
	建造物（近代建築、土木構造物）	△	△	△	△	△	△
	建造物（石造物）	○	△	△	○	△	○
	美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品）	△	△	△	△	△	△
	美術工芸品（考古資料）	○	○	○	○	○	○
	美術工芸品（書跡・典籍、古文書、歴史資料）	○	○	○	○	○	○
無形文化財		○	△	△	○	△	○
民俗文化財	有形の民俗文化財	○	△	△	○	△	○
	無形の民俗文化財	○	△	△	○	△	○
記念物	遺跡	○	○	○	○	○	○
	名勝地	○	△	△	○	△	○
	動物・植物・地質鉱物	○	△	△	○	△	○
文化的景観		△	△	△	△	△	△
伝統的建造物群		△	△	△	△	△	△
その他（民間説話・伝承地）		△	△	△	△	△	△

【○】調査が一通り終了しており、定期的な確認調査が必要なもの。

【△】一部のみ把握できており、今後調査が必要なもの。



地域の神社を調べる児童生徒



地域調べの様子

## 第2章 小野市の文化財の概要

表11 小野市内の文化財の件数（令和5年4月現在把握できているもの）(1/2)

類型			小野	河合	来住	市場	大部	下東条	地域を特 定しない	合計
有形文化財	建造物	寺院建築	26	24	15	18	11	28	0	122
		神社建築	86	8	5	10	33	32	0	174
		住宅	17	7	1	6	0	10	0	41
		近代建築	5	2	0	0	0	3	0	10
		土木構造物	3	2	0	0	5	6	0	16
		石造物	156	50	27	47	40	60	0	380
	美術工芸品	絵画	13	1	0	1	4	3	0	22
		彫刻	81	65	34	75	50	101	0	406
		工芸品	42	8	0	0	4	3	0	57
		書跡・典籍	11	6	1	0	0	0	0	18
		古文書	52	14	7	9	8	22	0	112
		考古資料	68	3	0	4	2	1	0	78
		歴史資料	61	2	3	3	13	28	0	110
文化無形財	演劇・音楽		0	0	0	0	0	0	0	0
	工芸技術		0	1	0	0	0	0	4	5
文化民俗財	民俗文化の有形文化財	信仰に関するもの	54	310	111	14	54	68	0	611
		生活に関するもの	58	3	2	2	10	1	1	77
		民俗芸能・娯楽・遊戯	7	1	0	0	0	4	0	12
		その他	14	0	0	1	0	0	0	15
	民俗文化の無形文化財	年中行事・祭礼等	81	23	19	27	49	124	3	326
		食文化	0	0	1	0	0	0	0	1
		民俗芸能・娯楽・遊戯	0	5	4	0	0	3	26	38
		その他	0	0	0	1	0	1	0	2

表12 小野市内の文化財の件数（令和5年4月現在把握できているもの）(2/2)

類型			小野	河合	来住	市場	大部	下東条	地域を特 定しない	合計	
記念物	遺跡	貝塚・集落跡等	11	20	12	7	16	6	0	72	
		古墳等	6	59	51	196	31	77	0	420	
		城館跡他	2	9	3	2	2	5	0	23	
		社寺跡他	4	4	3	1	1	7	0	20	
		街道・生産	16	2	4	3	3	4	0	32	
		近代戦争遺構	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他の遺跡	9	1	1	1	5	2	0	19	
名勝地	名勝地	公園・庭園	2	0	1	0	0	1	0	4	
		橋梁・築堤	3	0	0	0	0	0	0	3	
		河川・湖沼	32	1	4	6	24	16	1	84	
		山岳・丘陵	0	0	2	0	0	0	0	2	
動物・植物・地質鉱物	動物・植物・地質鉱物	動物	0	0	0	0	0	0	0	0	
		名木・巨樹等	8	7	3	2	3	1	0	24	
		地質・地層	0	0	0	0	0	0	1	1	
		温泉	0	0	1	0	0	0	0	1	
		その他	1	0	0	0	0	0	0	1	
文化的景観			0	0	0	0	0	0	0	0	
伝統的建造物群			0	0	0	0	0	1	0	1	
その他	民間説話・伝承地	17	10	4	13	8	12	0	64		
合計			946	648	319	449	376	630	36	3,404	

## 2 文化財の指定等の状況

## 第2章 小野市の文化財の概要

令和5年(2023)4月現在の指定等文化財の件数は、合計50件を数えます(表13~17、図31)。

指定等文化財を種別ごとにみると、美術工芸品が28件と最も多く、建造物が12件、遺跡が5件と続いています。地域別にみると、小野地区に30件、河合地区に8件、来住地区に4件、市場地区に1件、大部地区に5件、下東条地区に2件が分布しています。さらに、年代的にみると、原始3件、古代4件、中世28件、近世15件、近代0件、現代0件となっています。指定等文化財のうち、浄土寺に関係する物件が23件あり、このことが地域別・年代別の分布に表れています。

また、令和3年(2021)度に創設された兵庫県無形民俗文化財登録制度に基づき、令和4年(2022)9月に黍田のハナフリ・ゴツキ(牛撞き)行事が登録されました。なお、平成8年(1996)の文化財保護法改正によって導入された国の「文化財登録制度」に基づく登録を受けた文化財はありません。

表13 指定等文化財の件数

区分		国				県		市	合計
		指定 ※1	選定	選択	登録	指定	登録	指定	
有形文化財	建造物	4			0	3	0	5	12
	美術工芸品	絵画	2		0	0		0	2
		彫刻	4		0	3		1	8
		工芸品	4		0	0		2	6
		書跡・典籍	0		0	0		2	2
		古文書	0		0	0		3	3
		考古資料	0		0	1		3	4
		歴史資料	0		0	0		3	3
無形文化財		0		0	0			0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財	0			0	0		2	2
	無形の民俗文化財	0		0	0	0	1	1	2
記念物	遺跡	1			0	2		2	5
	名勝地	0			0	0		0	0
	動物・植物・地質鉱物	0			0	0		1	1
文化的景観			0						0
伝統的建造物群			0						0
合計		15	0	0	0	9	1	25	50

※1…建造物・彫刻のうち、それぞれ1件は国宝です。

空欄は、制度が存在しないものを意味します。

表14 国指定文化財

番号	種別		名称	指定日	員数	年代	所在地(地区)	所有者
1	国宝	建造物	浄土寺淨土堂（阿弥陀堂）	明治 34.3.27	1 棟	建久 3 年 (1192)	浄谷町 (小野)	浄土寺
2	国宝	彫刻	木造阿弥陀如来及両脇侍立像 (浄土堂安置)	明治 34.8.2	3 軀	建久 8 年 (1197)	浄谷町 (小野)	浄土寺
3	重要文化財	建造物	浄土寺薬師堂	明治 34.3.27	1 棟	永正 14 年 (1517)	浄谷町 (小野)	浄土寺
4	重要文化財	建造物	八幡神社本殿	大正 2.4.14	1 棟	室町時代後期	浄谷町 (小野)	八幡神社
5	重要文化財	建造物	八幡神社拝殿	明治 34.3.27	1 棟	鎌倉時代末期	浄谷町 (小野)	八幡神社
6	重要文化財	絵画	絹本著色仏涅槃図	大正 6.4.5	1 幅	鎌倉時代	浄谷町 (小野)	浄土寺
7	重要文化財	絵画	絹本著色真言八祖像	明治 34.8.2	8 幅	鎌倉時代	浄谷町 (小野)	浄土寺
8	重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来立像	大正 9.4.15	1 軀	鎌倉時代	浄谷町 (小野)	浄土寺
9	重要文化財	彫刻	木造重源坐像	明治 34.8.2	1 軀	天福 2 年 (1234)	浄谷町 (小野)	浄土寺
10	重要文化財	彫刻	木造菩薩面	昭和 46.6.22	25 面	鎌倉時代	浄谷町 (小野)	浄土寺
11	重要文化財	工芸品	鉦鼓	昭和 15.10.14	1 口	建久 5 年 (1194)	浄谷町 (小野)	浄土寺
12	重要文化財	工芸品	銅製五輪塔	大正 11.4.13	1 基	建久 5 年 (1194)	浄谷町 (小野)	浄土寺
13	重要文化財	工芸品	黃地牡丹蓮唐草文緞子胴服	平成 4.6.22	1 領	安土桃山時代	西本町 (小野)	小野市
14	重要文化財	工芸品	黒漆蝶形三足卓（浄土堂本尊用） 黒漆蝶形三足卓（來迎会本尊用）	平成 6.6.28	2 基	鎌倉時代	浄谷町 (小野)	浄土寺
15	史跡		広渡廃寺跡	昭和 55.12.5	1 件	奈良時代	広渡町 (大部)	小野市

表 15 県指定文化財

番号	種別		名称	指定日	員数	年代	所在地(地区)	所有者
1	有形文化財	建造物	浄土寺開山堂	昭和 47.3.24	1 棟	永正 17 年 (1520) 頃	浄谷町 (小野)	浄土寺
2	有形文化財	建造物	浄土寺鐘楼	昭和 47.3.24	1 棟	寛永 9 年 (1632)	浄谷町 (小野)	浄土寺
3	有形文化財	建造物	近津神社明神鳥居	昭和 47.3.24	1 基	天正 20 年 (1592)	栗生町 (河合)	近津神社
4	有形文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像	昭和 38.4.19	1 軀	鎌倉初期	万勝寺町 (下東条)	萬勝寺
5	有形文化財	彫刻	行道面	昭和 43.3.29	4 面	南北朝時代 か	浄谷町 (小野)	浄土寺
6	有形文化財	彫刻	鬼面	昭和 43.3.29	2 面	室町時代	浄谷町 (小野)	浄土寺
7	有形文化財	考古資料	阿弥陀三尊種子板碑	平成 4.3.24	1 基	建長 8 年 (1256)	青野ヶ原町 (河合)	青野ヶ原宮總代
8	史跡		焼山群集墳（第 22～25 号墳）	昭和 37.6.15	4 基	古墳時代	二葉町・垂井町 (市場・小野)	小野市
9	史跡		王塚古墳	平成 4.3.24	1 基	古墳時代	王子町 (大部)	熊野神社

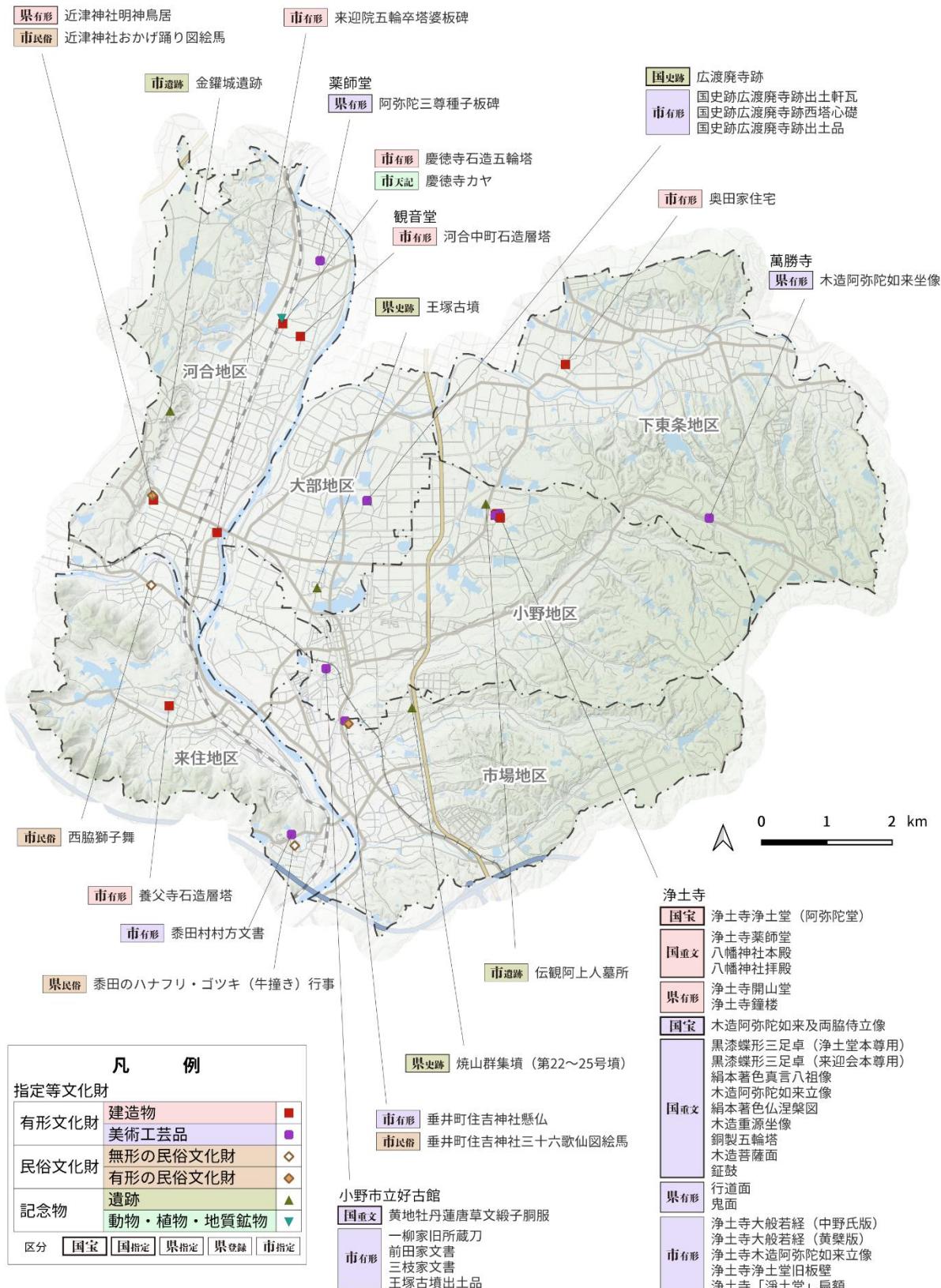
表 16 市指定文化財

## 第2章 小野市の文化財の概要

番号	種別		名称	指定日	員数	年代	所在地(地区)	所有者
1	有形文化財	建造物	養父寺石造層塔	昭和63.11.1	1基	貞和4年(1348)	来住町(来住)	養父寺
2	有形文化財	建造物	慶徳寺石造五輪塔	平成5.12.1	1基	応永25年(1418)	河合中町(河合)	慶徳寺
3	有形文化財	建造物	来迎院石造五輪卒塔婆板碑	平成8.3.1	1基	鎌倉時代後期	栗生町(河合)	来迎院
4	有形文化財	建造物	奥田家住宅	平成14.4.1	1棟	江戸時代	中番町(下東条)	個人蔵
5	有形文化財	建造物	河合中町石造層塔	平成22.5.1	1基	鎌倉時代後期	河合中町(河合)	河合中町東条最寄
6	有形文化財	彫刻	浄土寺木造阿弥陀如来立像	平成30.4.1	1躯	鎌倉時代	淨谷町(小野)	浄土寺
7	有形文化財	工芸品	一柳家旧所蔵刀	平成8.3.1	8点	南北朝～江戸時代	西本町(小野)	小野市
8	有形文化財	工芸品	垂井町住吉神社懸仏	平成30.4.1	4面	安土桃山時代、江戸時代	垂井町(小野)	住吉神社
9	有形文化財	典籍	浄土寺大般若経(中野氏版)	平成22.5.1	1点	江戸時代	淨谷町(小野)	浄土寺
10	有形文化財	典籍	浄土寺大般若経(黄檗版)	平成22.5.1	1点	江戸時代	淨谷町(小野)	浄土寺
11	有形文化財	古文書	前田家文書	平成5.12.1	30点	江戸時代	西本町(小野)	個人蔵
12	有形文化財	古文書	三枝家文書	平成5.12.1	5,766点	江戸時代	西本町(小野)	小野市
13	有形文化財	古文書	黍田村村方文書	平成8.3.1	2,177点	江戸時代	黍田町(来住)	黍田町
14	有形文化財	考古資料	国史跡広渡廃寺跡出土軒瓦	平成5.12.1	9点	奈良～平安時代	広渡町(大部)	小野市
15	有形文化財	考古資料	国史跡広渡廃寺跡出土品	平成5.12.1	2点	奈良時代	広渡町(大部)	個人蔵
16	有形文化財	考古資料	王塚古墳出土品	平成22.5.1	1式	古墳時代	西本町(小野)	小野市
17	有形文化財	歴史資料	国史跡広渡廃寺跡西塔心礎	昭和63.11.1	1点	奈良時代	広渡町(大部)	小野市
18	有形文化財	歴史資料	浄土寺「淨土堂」扁額	昭和63.11.1	1点	鎌倉時代	淨谷町(小野)	浄土寺
19	有形文化財	歴史資料	浄土寺淨土堂旧板壁	平成8.3.1	2点	室町時代	淨谷町(小野)	浄土寺
20	民俗文化財		近津神社 おかげ踊り図絵馬	平成14.4.1	1点	江戸時代	栗生町(河合)	近津神社
21	民俗文化財		西脇獅子舞	平成14.4.1	—	江戸時代	西脇町(来住)	小野市西脇町獅子舞保存会
22	民俗文化財		垂井町住吉神社三十六歌仙図絵馬	平成30.4.1	36面	江戸時代	垂井町(小野)	住吉神社
23	遺跡		伝観阿上人墓所	昭和63.11.1	1件	中世	淨谷町(小野)	浄土寺
24	遺跡		金罐城遺跡	平成8.3.1	1件	中世	昭和町(河合)	小野市
25	天然記念物		慶徳寺 カヤ	平成5.12.1	1本	約600年前(室町時代頃)	河合中町(河合)	慶徳寺

表17 県登録文化財

番号	種別	名称	指定日	員数	年代	所在地(地区)	所有者
1	民俗文化財	黍田のハナフリ・ゴツキ(牛撞き)行事	令和4.9.1	—	江戸時代	黍田町(来住)	黍田町自治会



地図出典：基盤地図25000、数値地図（国土基本情報20万）、兵庫県\_全域数値地形図に文化財情報等を追記し作成

### 3 小野市の文化財の概要

#### ①有形文化財

**建造物(寺院建築)** 寺院建築として特筆すべきは、俊乗房重源によって開かれた浄土寺（淨谷町）の建造物です。建久8年（1197）建立の浄土堂（阿弥陀堂）（国宝）は、東大寺再建に用いられた大仏様によって建てられ、円柱の挿肘木、遊離尾垂木、隅扇垂木、鼻隠板を打った直線の軒、丸い断面の両端がすぼまつた虹梁等、随所にその特徴がみられます。薬師堂（国指定）は、明応7年（1498）に焼失し、永正14年（1517）に再建されました。和様を基調としながら随所に大仏様の要素がみられます。開山堂（県指定）は、開山・木造重源上人坐像を安置する建物で、明応7年に薬師堂とともに焼失し永正17年（1520）に上棟されました。鐘楼（県指定）は、寛永9年（1632）に河合郷新部村（現新部町）の粟津七右衛門の寄進により建立され、江戸時代初期の遺例として貴重です。

前述の浄土寺関連を除くと、安土桃山時代の戦乱によって大半の寺院建築が焼失・破壊されたと伝えられています。現在残るものはいずれも江戸時代以降の建立で、中期に遡るものは少なく、ほとんどが後期以降のものです。

江戸時代中期のものとしては、萬勝寺・西光寺持仏堂（萬勝寺町）、雲光寺跡の觀音堂・阿弥陀堂・薬師堂（長尾町）等が挙げられます。

また、市内各所には小規模な仏堂があり、その多くは江戸時代後期以降のものですが、なかには高田町薬師堂のように江戸時代中期にまで遡るものがあります。

**建造物(神社建築)** 寺院建築同様、神社建築の大半が江戸時代以降の建立です。中世に遡るものとして、浄土寺境内の八幡神社拝殿（国指定）・本殿（国指定）が挙げられます。八幡神社拝殿は、鎌倉時代末期の再建で、和様と禪宗様の折衷様に属し、桁行七間、梁間三間の堂々たる建築です。八幡神社本殿は、室町時代後期の再建で、三間社流造です。

江戸時代前期の事例として、菅田神社本殿（菅田町）や熊野神社本殿（万勝寺町）が挙げられ、安土桃山時代の華やかさが抜けた落ち着いた装飾を施しています。その後、次第に彫り物等の装飾が発達しており、元文5年（1740）の垣田神社本殿（小田町）や宝暦5年（1755）の住吉神社本殿（垂井町）にその特徴をみることができます。



高田町薬師堂

市内の本殿建築は流造が圧倒的に多く、その多くが三間社流造ですが、熊野神社本殿（神明町）や若宮八幡神社本殿（復井町）等一間社流造のものもみられます。また、神明神社内宮・外宮（神明町）はいずれも文久2年（1862）の建立とされ、県内でも珍しい神明造を採用しています。



神明神社内宮・外宮

神社のうち、最も古い時期のものとしては延喜式に記載のある神社が挙げられます。賀茂郡に存在した神社としては8社挙げられていますが、そのうち市域には住吉神社（垂井町）、菅田神社（菅田町）、垣田神社（小田町）が比定されています。市域には多くの住吉神社やその祭神を祀る神社が存在していますが、これは古代この地域に住吉大社の広大な杣地（材木をとる山）が設定されていたことに由来します。そのほか、市内各地に穀物の神を祀る大歳神社が数多く分布しています。

**建造物(民家建築)** 本市の民家建築は、市全域に広がる農家建築と小野藩陣屋町を起源とする小野商店街の町家建築に区分されます。

奥田家住宅（中番町・市指定）は18世紀前半の農家建築で、入母屋造、茅葺の古風な主屋です。明治13年（1880）前後には、北面に瓦葺の下屋を大きく下ろした大改造が行われていますが、平面と構造に江戸時代中期の様式・手法を残し、庄屋を務めた家柄としての風格を備えています。このほか、堀井家住宅（河合西町）は、主屋・附属舎が19世紀中頃から後半のものであり、庄屋格の好例です。



奥田家住宅

一方、町家建築については、小野商店街（本町）の商家・問屋等が軒を連ねていましたが、その多くは建て替えが進み、現在は旧算盤問屋の建物が残るほか、カフェとしてリノベーションされた物件等、わずかにその面影を残しています。



松尾臣善別荘（山水荘）

このほか、特筆すべきものとして、加古川舟運にまつわる浜蔵（市場町）や第6代日本銀行総裁を務めた松尾臣善の別荘である山水荘（阿形町）等が挙げられます。

**建造物(近代建築)** 近代建築の代表例として、内藤克雄設計の旧小野小学校講堂（現小野市立好古館・西本町）、旧淨谷町公会堂（淨谷町）、旧内藤建築設計事務所（久保木町）が挙げられます。内藤克雄は、大正3年（1914）に久保木村（久保木町）に事務所を開設して以降、北播磨を中心に多くの建築物を手がけました。モダンな装飾を取り入れた外観が特徴的です。このほか、中番町公民館（中番町）や中町<sup>なかちょう</sup>公会堂（中町）等、近代の公共施設が市内各地で受け継がれ、集落の景観を構成する重要な要素となっています。また、旧大門廠舎（復井町）は、明治時代に軍馬養成所の施設として設けられた兵舎であり、近代の戦争遺構の一つとして重要です。



淨谷町公会堂

**建造物(土木構造物)** 土木構造物は、水利施設と交通施設に大別されます。水利施設としては、鎌倉時代に俊乗房重源によって構築されたことに始まる寺井堰（古川町）や、江戸時代の明石藩主により造られた灌漑用水路（トノサマ溝・長尾溝）、戦後に東条川疏水に関連して整備された六ヶ井堰及び円筒分水（久保木町）、曾根サイフォン（曾根町）、船木池（船木町）、河合頭首工（復井町）等があります。



神戸電鉄粟生線加古川橋梁

交通施設としては、明治22年（1889）開業のJR水戸線で使用されたのちに移設された神戸電鉄粟生線加古川橋<sup>みと</sup>梁（きょうりょう）（ポニーワーレントラス橋）（葉多町・粟生町）や、昭和5年（1930）建設の誉田橋（住吉町）等があります。

**建造物(石造物)** 石材産地の竜山（高砂市）、高室・長（加西市）が近いこともあり、市内各所に仏教や民間信仰を伝える多様な石造物が分布しています。

層塔については、鎌倉時代中期の浄土寺墓地・層塔残欠（伝觀阿上人墓所）（淨谷町・市指定）、鎌倉時代後期の河合中町石造層塔（河合中町・市指定）、貞和4年（1348）の養父寺石造層塔（来住町・市指定）等があります。宝篋印塔<sup>ほうきょういんとう</sup>は、完全なものや完全に近い作品は極めて少ないものの、若宮八幡神社宝篋印塔（青野ヶ原町）や来迎寺宝篋印塔残欠（市場町）等、南北朝時代から室町時代にかけての作品が残存しています。五輪塔は、古い物として鎌倉時代の作と推定される浄土寺墓地五輪塔残欠（淨谷町・市指定）や在銘のものとしては県下2位の古さとなる屋形墓地五輪塔残欠（下来住町）があります。また、慶徳寺石造五輪塔（河合中町・市指定）は室町時代の

作でほぼ完存する貴重な例です。

石仏は市内各地でみられますが、古墳時代の石棺を再利用した「石棺仏」も多く分布しています。代表的なものとしては、室町時代前期の浄土寺地蔵石仏・来迎阿弥陀三尊石仏（浄谷町）、室町時代後期の大龍寺六地蔵石仏（西脇町）があります。また、足腰の病気にご利益のあるという橋の地蔵（高田町）や目にご利益があるという北向き地蔵（脇本町）等があり、民間信仰と密接に関わるものが多く伝えられています。

神社に関係する石造物のうち、石鳥居の代表的なものとしては、建立年代が明らかな点で貴重な近津神社明神鳥居（栗生町・県指定）や、竹ノ宮石造鳥居（三和町）があります。燈籠は、市内各地の神社に奉納されていますが、小野藩主一柳末栄等の本市ゆかりの人物により寄進されたものがみられます。小野商店街の愛宕神社境内には大正2年（1913）のそろばん算盤仲間の燈籠（本町）があり、当時のそろばん問屋の氏名が刻まれています。そのほか、石造の祠が寺社境内や墓地等に祀られています。

道標は、江戸時代から昭和時代にかけて建立され、市域では120基以上が現存しています。本市では、近世以降、西国三十三所巡礼や新加東四国巡礼等が盛んに行われ、巡礼等の道案内のため建てられました。道標のなかには子どもの法名が記されたものもあり、近親の追善供養の一環として建てられたものと考えられます。

記念碑は、後世に歴史を伝える重要な役割を果たしています。土地の開墾の歴史を伝えるもの、地域の経済発展・文化発展を支えた先覚者を称えるもの、伝統産業の創始を伝えるもの等、各地で様々な記念碑が伝えられています。

**美術工芸品(絵画)** 絵画は、その大部分が仏画です。浄土寺（浄谷町）に伝わる絹本着色涅槃図（国指定）と八幅からなる絹本着色真言八祖像（国指定）はともに鎌倉時代の作で、市域でも特に古いものです。また、各寺院や仏堂では、仏画とともに、講等の年中行事で使用する掛け軸が継承されています。

仏画のほかには、関ヶ原合戦での一柳氏の活躍を描いた関ヶ原合戦絵巻（西本町）や榎倉省吾等の近代以降に本市から輩出された画家による絵画等があります。

**美術工芸品(彫刻)** 彫刻は、その大部分が仏像ですが、そのほかに面や狛犬があります。浄土寺（浄谷町）の木造阿弥陀如来及両脇侍立像（国宝）は快慶作の巨像であり、宋の仏画を手本に造られました。また、「裸阿弥陀」とも呼ばれる木造阿弥陀如来立像（国指定）は同じく快慶作



関ヶ原合戦絵巻

で、来迎会（迎講）に使用されました。このほか、木造重源坐像（国指定）や木造菩薩面（国指定）、行道面（県指定）、鬼面（県指定）が浄土寺に伝えられます。萬勝寺（万勝寺町）には、鎌倉時代の木造阿弥陀如來像（県指定）が伝えられ、俊乗房重源が結縁した長尾寺に関わる仏像と考えられています。

市内の寺院や仏堂には、大小さまざまな仏像を伝え、現在も信仰の対象として大切に扱われています。特に、市内の仏堂には弘法大師像が安置される例が多く、大師講等の流行が示唆されます。なお、大龍寺（西脇町）には、明治時代の檀徒により寄進された銅製韋馱天立像があり、元から明時代にかけての傑作といえます。

**美術工芸品(工芸品)** 工芸品は、宗教用具と小野藩主一柳家に伝わる品々に大別されます。宗教用具は、さらに金工と木工に分けることができます。宗教用具のうち、浄土寺（浄谷町）には、金工品の鉦鼓（国指定）や銅製五輪塔（国指定）、木工品の黒漆蝶形三足卓（国指定）が伝わります。浄土寺を除くと、住吉神社（垂井町）の懸仏（市指定）をはじめ、各寺社や仏堂で鰐口や鉦鼓、版木等が受け継がれています。小野藩主一柳家に伝わる品としては、黄地牡丹蓮唐草文緞子胴服（国指定）をはじめとする衣服類、一柳家旧所蔵刀（市指定）、書状のやり取りに用いられていた小野藩黒漆塗文箱等があります。

**美術工芸品(書跡・典籍)** 書跡とは古い書道の優れた作品等のことで、藤森弘庵等によるものが伝わっています。典籍は、古い本類のことを指し、浄土寺（浄谷町）の大般若経（市指定）や来住町岩倉に伝わる大般若経等があります。

**美術工芸品(古文書)** 古文書は、地域の成り立ちを解き明かす上で重要な役割を果たします。なかでも、近世を中心とする三枝家文書（市指定）、前田家文書（市指定）、黍田村文書（市指定）、伊藤家文書は質・量ともに充実しており、小野藩の支配体制や村々の姿、生活の様子等を知る貴重な資料です。また、浄土寺（浄谷町）のもつ浄土寺文書は、鎌倉時代から近代にかけての古文書群として重要です。

そのほか、各家や各町、各寺院でも数々の古文書が保管され、検地帳や水利関係、土地の開墾、年貢、村運営、祭礼、寺子屋で使われた教科書等、多岐にわたります。また、各町では江戸時代以降に作成された古絵図も保管されています。

**美術工芸品(考古資料)** 市内で行われた発掘調査の出土品や個人の採集品があります。旧石器時代の勝手野遺跡（黍田町）から出土した石器や、古墳時代の王塚古墳出土品（西本町・市指定）、文献資料だけでは分からない人々の営みが明らかとなります。

**美術工芸品(歴史資料)** 浄土寺（浄谷町）の「浄土堂」扁額（市指定）、浄土堂旧板壁（市指

定) 等があります。このほか、小野藩校野之口ののくち（大国）隆正筆「帰正館」額（西本町）等の扁額、寺社の棟札、私札版木、古写真等があります。

## ②無形文化財(工芸)

無形文化財（工芸）として、播州そろばん、播州刃物が把握されています。播州そろばんと播州刃物は、いずれも江戸時代に製造が始まり、本市を代表する伝統産業です。播州そろばんについては、伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく伝統的工芸品に指定されています。播州刃物は、にぎり鉄、播州鎌、剃刀等の様々な家庭用刃物が生産され、播州鎌については兵庫県伝統的工芸品に指定されています。

このほか、河合中町等で竹細工（鳥籠）が生産されていました。

## ③民俗文化財

**有形の民俗文化財(信仰に関するもの)** 有形の民俗文化財（信仰に関するもの）には、絵馬類と祭具類が含まれます。絵馬は市内全域で悉皆調査が行われ、武芸額や関羽図、歌仙図、百人一首図、相撲番付額、干支図等、多様な絵馬が神社・仏堂に奉納されていることが分かっています。なかでも、近津神社（粟生町）のおかけ踊り図絵馬（市指定）、住吉神社（垂井町）の三十六歌仙図絵馬（市指定）等は奉納された経緯等が明らかとなる点で重要です。また、市内各地の薬師堂をはじめとする仏堂には、庶民が病気平癒等を願って納めた小絵馬も残されています。

このほか、各地域で祭礼・行事で用いられる祭具類は、屋台（布団太鼓）や太鼓、獅子頭、幟、相撲の軍配、お膳食器、数珠繰りの数珠、的神事の弓、馬駆けの衣装等、多岐にわたる品々が確認されています。

**有形の民俗文化財(生活に関するもの)** 有形の民俗文化財（生活に関するもの）には、近世以降の食器類や家具等の民具、農具、戦時中の国民帽や国民服等が挙げられます。

民具としては、石油ランプ、ストーブ、五右衛門風呂等、戦前・戦後に使用されていた品々があります。また、自治的な消防組織に伝わった江戸時代の龍吐水、明治時代の腕用ポンプ等の消防用具、播磨で盛んに行われていた木綿栽培や加工に関する道具も把握されています。

さらに、農業用水を得るためにノイド（野井戸）が段丘上にみられることがあり、鴨川ダム（東条湖）完成後はあまり利用されなくなりましたが、旱魃かんばつの際には活用されていました。

**有形の民俗文化財(民俗芸能・娯楽・遊戯)** 有形の民俗文化財（民俗芸能・娯楽・遊戯）としては、能舞台と歌舞伎舞台が挙げられます。市内ではわずかに垣田神社（小田町）、住吉神社（久保木町）、新宮神社（河合中町）、祇園神社（池田町）に残り、かつての賑わいを彷彿とさせます。

なかでも垣田神社の能舞台は江戸時代中期頃の建築で、建立当初の姿を色濃くとどめています。

また、<sup>ばんしゅうおんど</sup>播州音頭にまつわる資料として、レコードや音頭台本、播州音頭番付等が残されており、昭和時代における播州音頭の流行を伝えています。

**有形の民俗文化財(その他)** 有形の民俗文化財（その他）には、そろばんコレクションや剃刀、錦糸等、伝統産業にまつわる資料があります。

**無形の民俗文化財(年中行事・祭礼等)** 無形の民俗文化財（年中行事・祭礼等）は、神社の行事、寺院の行事、ムラの行事、家の行事に分けられます。

神社は地縁を示す地域の集会所の役割も果たしており、年間を通して様々な行事が執り行われています。複数の村を氏子とする垣田神社（小田町）、住吉神社（垂井町）、八幡神社（浄谷町）、熊野神社（王子町）、住吉神社（久保木町）等、地域の中心的な神社では、正月行事や秋祭りが大規模に行われています。市内各地の神社では、耕作の安全と水が不足しないよう祈願する地おこし、ハナフリ等が行われます。地おこしやオトウ行事では、木に「牛王宝印」と書かれた紙を差し込んだ「ゴウヅエ（ゴ）」が用いられます。黍田のハナフリ・ゴツキ（牛撞き）行事（黍田町・県登録）は、元文2年（1737）からの『当番勤務帳』が残り、神社でのハナフリと毘沙門堂でゴを用いた行事を併催している点が特徴的です。秋の収穫後には稻荷神社に赤飯のおにぎりを供えるニジュウソウを行う地域もあります。商店が集まる小野商店街の愛宕神社では、商売繁盛を祈願するえびす戎祭りが行われます。また、伊勢から来た神官が創建したと伝わる神明神社では、大晦日に火縄受けが行われ、この時にもらい受けた神火で正月の雑煮を焚いて食べると一年間病気にならないと言われています。

寺院では、檀家を中心として護摩焚き、花まつり、施餓鬼等が実施されています。

ムラの行事としては、仏堂で行われる数珠繰りや地蔵盆、水の安全や豊作を願う地おこしや池の安全祈願、子どもの成長を願うイノコやトンド、夏の娛樂としての盆踊りや大踊り等があります。

家の行事として、正月にトシオケを祀る風習、秋の収穫時期に行うホカゲ、刈り上げ祭り等が知られていますが、近年ではほとんど行われなくなりました。また、子どもが生まれた際には誕生儀礼としてため池を払い清める風習がある地域もあります。

なお、各町ではかつては様々な講の行事（伊勢講、秋葉講、大歳講、<sup>おおみね</sup>大峯講等）が行われていましたが、その多くは生活様式や生業の変化等によって実施されなくなっています。

**無形の民俗文化財(食文化)** かつて鴨池（来住町）を中心として、鴨猟が行われていました。鴨猟では投げ縄が用いられ、その起源は江戸時代に遡るといわれています。本市には、現在も鴨料理を提供する飲食店があり、鴨にまつわる食文化を一つの特徴として挙げることができます。

また、黍田町では、黍田のハナフリ・ゴツキ（牛撞き）行事や春当等の際に「ゴクサン（御供料理）」が振舞われます。そのほかの行事食や各家庭で伝わる郷土料理については現状では詳細を把握できていません。

**無形の民俗文化財(民俗芸能・娯楽・遊戯)** 民俗芸能・娯楽・遊戯としては、獅子舞と播州音頭が挙げられます。獅子舞は、<sup>はしご</sup>梯子を用いる西脇獅子舞（市指定）のほか、青野ヶ原町、河合中町、久保木町等の秋祭りで奉納されます。播州音頭は、播磨地方に分布する盆踊り唄の一つであり、吉川音頭を起源として明治30年代に歌われ始めたものです。故人への供養とされるほか、8月に行われる小野商店街の愛宕神社（本町）の大踊り等の娯楽ともなっています。

そのほか、ひいふのあねさん（下来住町）や受け取った（池田町）等のわらべ歌があり、テープに採録されています。

#### ④記念物

**遺跡** 考古資料同様、文献資料だけでは分からない人々の営みを明らかにすることができます。勝手野遺跡では旧石器時代の石器が出土し、河合中力ヶ田遺跡では弥生時代の集落跡や墓域が見つかっています。古墳時代には王塚古墳（県指定）等の古墳、古代には広渡廃寺跡（国指定）等の寺院跡、中世には河合城跡・金鐘城跡等の城館跡、近世の小野藩陣屋遺跡といった、宗教的・軍事的・政治的な拠点施設が数多く築かれています。

**名勝地** 浄土寺（浄谷町）背後の<sup>だいし</sup>大師山や、萬勝寺（万勝寺町）裏山、常光寺（下来住町）裏山には江戸時代に設けられた四国八十八ヶ所霊場の写し巡礼があります。

鴨池（来住町）は、文政年間（1818～1830）に谷筋をせき止めて築かれたもので、マガモ・コハクチョウ等の飛来地でもあります。また、鶴池・亀池（山田町）は、江戸時代の豪商として著名な近藤亀蔵が私費で築造したため池であり、その功績を讃える石碑もあります。

大島町や王子町、敷地町等では「出水」と呼ばれる自然湧水があり、農業や日常生活に利用されてきました。加古川市との市境には小野アルプスと呼ばれる山地があり、198mの惣山を最高峰



鴨料理

とする山が連なります。

**動物・植物・地質鉱物** 寺社境内を中心として、巨木や貴重な樹林が広がっています。市の条例に基づき 21 本の保存樹木と 2 か所の保存樹林が指定され、このうちの慶徳寺のかや（河合中町）は市指定文化財となっています（表8・9）。下来住町には、「塩の井」と呼ばれる自然湧水があり、鍬渓温泉の源泉として利用されています。このほか、本市や周辺でみられる蝶の標本コレクションがあります。

### ⑤文化的景観

現在のところ、調査によって把握されている文化的景観はありませんが、水田を主とした農業景観、川や出水、おおべの逆さ桜等の水辺の景観は本市の歴史文化を表す特徴的な景観といえます。

### ⑥伝統的建造物群

かつての街道沿いを中心として、伝統的な町並みがかろうじて残されています。なかでも、小田の町並み（小田町）は東条川に沿った京都街道と加古川左岸の大門村（加東市）へと続く津出みちに沿って形成されました。また、建造物（民家建築）でも触れた小野商店街は、南北約 800m もの直線道路の両脇に、かつては商家・問屋等が軒を連ねており、現在も一部に往時の繁栄を感じ取ることができます。

### ⑦その他

**民間説話・伝承地等** 市内の各地には、様々な民間説話や伝承地が伝わっています。奈良時代に編さんされた『播磨国風土記』には、「伎須美野」、「黒川」、「山田」、「川合」等の本市の地名の由来が掲載されています。樺山町には、源平合戦の際に一の谷に向かう源義経が立ち寄り、地元の老婆からからはったい粉をごちそうになったという民間説話が伝わります。この民間説話にまつわる伝承地として、源義経の腰掛石や粉喰坂、伝国井田等があります。

また、市内では蝮塚（ハミ塚・ハメ塚）と呼ばれる塚状盛土がいくつかみられます。中島町のハメ塚は、室町時代に洪水で大量の蝮が流れ着いた際、安倍晴明の子孫の安倍晴休が祈祷により封じ込めたと伝えられており、農作業や集落の無事を祈る行事が継承されています。

そのほか、戦国時代の武将に関するもの、地域の産業に関するもの等、多様な民間説話や伝承地が現在に伝わり、地域の風景を彩っています。